

平成26年2月20日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第 1 号 平成 26 年度草津市一般会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 2 号 平成 26 年度草津市学校給食センター特別会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 3 号 草津市公告式条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 4 号 草津市協働のまちづくり条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 5 号 草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 6 号 草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 7 号 草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 8 号 草津市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 9 号 草津市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 10 号 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 11 号 平成 25 年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 12 号 平成 25 年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 13 号 草津市指定有形文化財の指定について草津市文化財保護審議会に諮問するにつき議決を求めることについて

議第1号

平成26年度草津市一般会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月20日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

平成26年度草津市一般会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決  
を求めることについて

平成26年度草津市一般会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政  
の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本  
委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

# 平成26年度当初予算 概要書

平成26年2月20日開催 定例教育委員会資料

## ◎平成26年度 会計別予算規模

(単位：千円 %)

会 計 名		平成26年度当初			平成25年度当初		増減額
		予算額	構成比	対前年	予算額	構成比	
一 般 会 計		44,100,000	58.9	10.3	40,000,000	58.7	4,100,000
特 別 会 計	国民健康保険事業	11,292,000	15.1	4.4	10,820,900	15.9	471,100
	財産区	200,300	0.3	94.7	102,900	0.2	97,400
	学校給食センター	581,400	0.8	0.2	580,500	0.9	900
	公共下水道事業	—	—	皆減	4,314,000	6.3	△ 4,314,000
	駐車場事業	183,600	0.2	△ 27.4	253,000	0.4	△ 69,400
	介護保険事業	6,561,000	8.8	1.1	6,487,800	9.5	73,200
	後期高齢者医療	1,087,800	1.4	12.7	964,800	1.4	123,000
	水道事業	4,335,000	5.8	△ 5.7	4,599,000	6.7	△ 264,000
	下水道事業	6,515,000	8.7	皆増	—	—	6,515,000
	特別会計の計	30,756,100	41.1	9.4	28,122,900	41.3	2,633,200
合 計		74,856,100	100.0	9.9	68,122,900	100.0	6,733,200

◎平成26年度 一般会計款別総括表

(単位：千円 %)

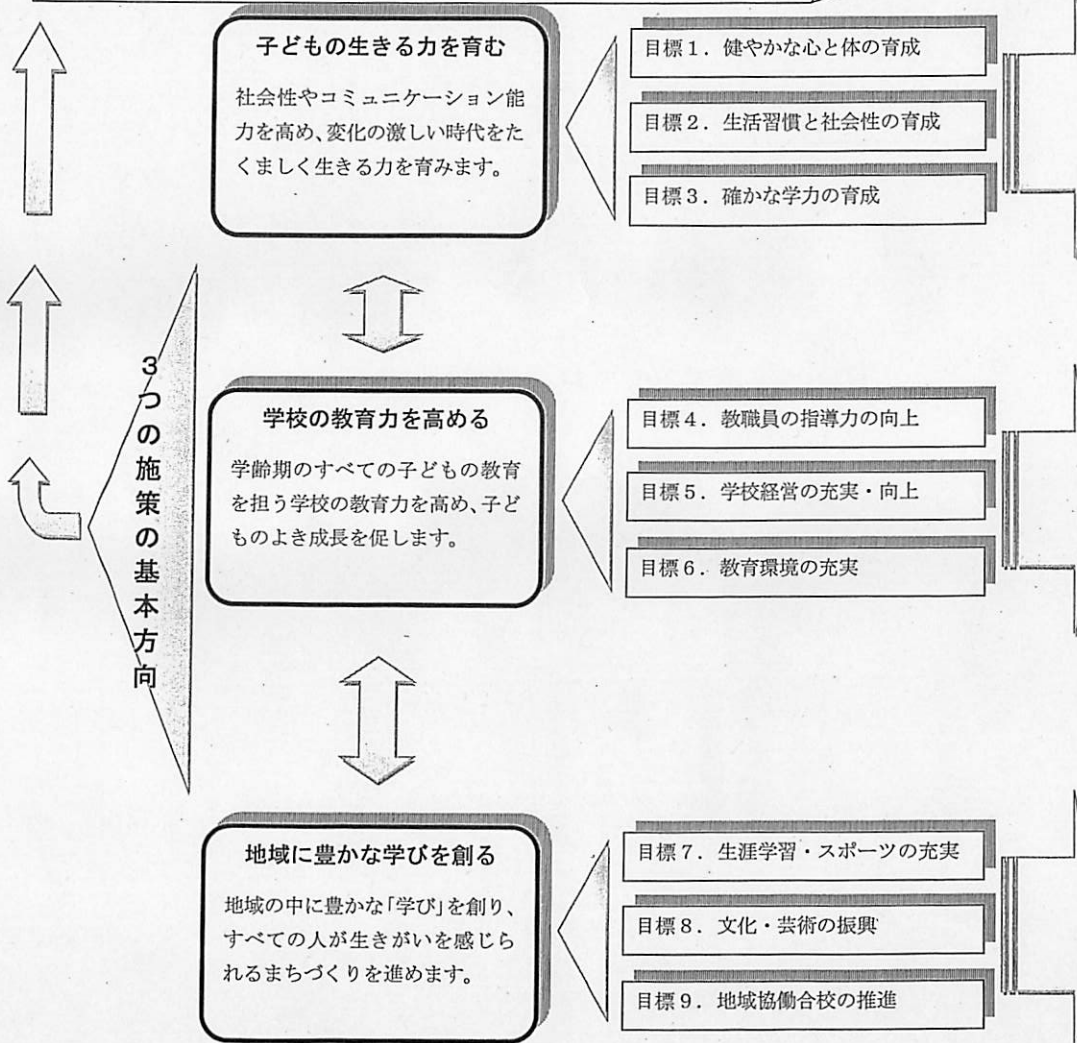
科 目	平成26年度当初予算額			平成25年度当初予算額		増減額
		構成比	対前年		構成比	
1. 市税	21,350,902	48.4	2.0	20,923,828	52.3	427,074
2. 地方譲与税	284,000	0.6	△ 7.8	308,000	0.8	△ 24,000
3. 利子割交付金	41,000	0.1	△ 6.8	44,000	0.1	△ 3,000
4. 配当割交付金	69,000	0.2	97.1	35,000	0.1	34,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	12,000	0.0	33.3	9,000	0.0	3,000
6. 地方消費税交付金	1,450,000	3.3	21.2	1,196,000	3.0	254,000
7. 自動車取得税交付金	40,000	0.1	△ 61.5	104,000	0.3	△ 64,000
8. 地方特例交付金	105,000	0.2	△ 2.8	108,000	0.3	△ 3,000
9. 地方交付税	1,538,000	3.5	5.5	1,458,000	3.6	80,000
10. 交通安全対策特別交付金	23,028	0.1	△ 6.7	24,682	0.1	△ 1,654
11. 分担金及び負担金	785,087	1.8	11.5	704,078	1.8	81,009
12. 使用料及び手数料	1,167,772	2.6	0.4	1,163,615	2.9	4,157
13. 国庫支出金	6,760,770	15.3	24.8	5,416,882	13.5	1,343,888
14. 県支出金	3,035,386	6.9	11.0	2,734,134	6.8	301,252
15. 財産収入	129,042	0.3	4.4	123,606	0.3	5,436
16. 寄附金	1,200	0.0	71.4	700	0.0	500
17. 繰入金	1,695,250	3.8	9.9	1,542,706	3.8	152,544
18. 繰越金	1	0.0	0.0	1	0.0	0
19. 諸収入	1,304,562	3.0	56.1	835,868	2.1	468,694
20. 市債	4,308,000	9.8	31.8	3,267,900	8.2	1,040,100
歳 入 合 計	44,100,000	100.0	10.3	40,000,000	100.0	4,100,000
1. 議会費	326,579	0.7	△ 4.8	342,869	0.9	△ 16,290
2. 総務費	4,750,316	10.8	2.4	4,638,953	11.6	111,363
3. 民生費	16,814,778	38.1	4.3	16,126,968	40.3	687,810
4. 衛生費	2,770,395	6.3	△ 3.5	2,870,697	7.2	△ 100,302
5. 労働費	168,801	0.4	9.0	154,911	0.4	13,890
6. 農林水産業費	457,888	1.0	0.4	456,246	1.1	1,642
7. 商工費	257,117	0.6	△ 29.9	366,931	0.9	△ 109,814
8. 土木費	6,673,200	15.1	26.4	5,278,008	13.2	1,395,192
9. 消防費	2,147,709	4.9	33.9	1,603,863	4.0	543,846
10. 教育費	4,947,353	11.2	31.3	3,767,149	9.4	1,180,204
11. 公債費	4,595,864	10.4	10.1	4,173,405	10.4	422,459
12. 諸支出金	160,000	0.4	△ 15.8	190,000	0.5	△ 30,000
13. 予備費	30,000	0.1	0.0	30,000	0.1	0
歳 出 合 計	44,100,000	100.0	10.3	40,000,000	100.0	4,100,000

基本理念

子どもが輝く教育のまち  
出会いと学びのまち  
くさつ

平成26年度当初予算における新規・拡大事業

(単位:千円)



施策	新/拡	事務事業名	予算額	担当課
健やかな体づくりの推進	拡大	中学校スクールランチ運営費	4,001	スポーツ保健課
規範意識・社会性を育てる学校教育の推進	新規	いじめ防止対策推進費 (市いじめ防止基本方針策定懇談会や学校問題対策委員会の開催)	1,052	学校教育課

学校等の施設・設備の充実	新規	小・中学校非構造部材改修調査費	38,249	教育総務課
	新規	志津南小学校校舎増築費	16,791	
	拡大	小中学校大規模改造費 (山田小・新堂中学校大規模改造1期工事ほか)	22,681 (H25 補正 727,450)	教育施設整備室
	拡大	(仮称) 老上第二小学校建設事業費	1,561,721	
学校のICT化の推進	拡大	学校ICT推進費 (全小学校および全小中学校特別支援学級へのタブレットパソコンの導入とICT支援員の配置)	56,771	学校教育課
教育制度のあり方に関する検討	新規	教育振興基本計画(第2期)策定費	3,560	教育総務課

文化財の保護と活用	拡大	史跡草津宿本陣楽座館開設費	1,887	草津宿街道交流館
-----------	----	---------------	-------	----------



# 「人」が輝くまちへ

(単位:千円)

事業名	中学校スクールランチ運営費			区分	拡大
事業費	担当部局・所属 教育委員会			スポーツ保健課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
4,001					4,001

## ＜事業の概要＞

現在の中学校での昼食は「家庭弁当持参制」を基本としていますが、様々な事情により家庭弁当が持参できないときのために、現在のスクールランチ制度を誰もがいつでも気軽に利用しやすい新しい内容に改善します。

また、全ての保護者や生徒に対して、お弁当や朝食等のレシピ集を配布し、食育の推進を図ります。

## 【事業スケジュール】

- 中学校スクールランチ運営事業
  - 6月上旬～ 事業内容の周知
  - 6月中旬～ 各中学校での試食会
  - 7月中旬 利用ガイド・献立表の配布
  - 8月下旬～ スクールランチ事業開始(第2学期から)
- (仮称)食の「芽生え」と「育み」推進事業
  - お弁当や朝食等のレシピ集配布 年3回

## ＜事業の目的・効果＞

利用しやすい新しいスクールランチ制度に改善することにより、生徒へ栄養バランスのとれた昼食が提供できるとともに、保護者のお弁当作りに対する負担が軽減されます。

また、生徒の正しい食習慣の定着や食育の推進を図ることにより、健康の保持増進と体力の向上につながります。



## 主な経費

中学校スクールランチ運営事業委託	3,581
(仮称)食の「芽生え」と「育み」推進事業委託	420

# 教育の充実

(単位:千円)

事業名	いじめ防止対策推進費			区分	新規
事業費	担当部局・所属			教育委員会	
				学校教育課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
1,052					1,052
<p>&lt;事業の概要&gt;  「いじめ防止対策推進法」に基づき、草津市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめへの対処等に係る総合的かつ効果的な対策を推進します。</p> <p>【主な内容】  国および県のいじめ防止基本方針を参考に、市いじめ防止基本方針を策定するための有識者を交えた懇談会を設けます。  いじめ問題対策連絡協議会および市附属機関、市教育委員会附属機関、学校問題対策委員会の設置を進めます。  各学校に設置する学校問題対策委員会への心理・福祉等の専門家の参画を図ります。</p>					
<p>&lt;事業の目的・効果&gt;  いじめ防止対策推進法に基づき、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という危機意識のもと、いじめ問題について、学校、家庭、地域、行政その他関係者が連携を図り、いじめの防止、重大事態等への対処、対策を講じていきます。また、専門的な知識および経験を有する第三者の参加を図り、公平性、中立性の確保のもと、対応していきます。</p>					
「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月施行)			主な経費		
第1章 総則				基本方針策定懇談会開催費	102
第2章 いじめ防止基本方針等 (いじめ問題対策連絡協議会)				学校問題対策委員会開催費	950
第3章 基本的施策					
第4章 いじめの防止等に関する措置 (学校問題対策委員会) (市附属機関) (市教育委員会附属機関)					
第5章 重大事態への対処					



# 教育の充実

(単位:千円)

事業名	小・中学校非構造部材改修調査費			区分	新規
事業費	担当部局・所属 教育委員会			教育総務課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
38,249					38,249

## <事業の概要>

東日本大震災は、広範囲に甚大な被害をもたらし、学校施設においても、校舎や体育館での天井材や照明器具、音響機器、内・外装材等の落下により、児童生徒が負傷しています。学校施設は、子どもの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすため、その安全性の確保は大変重要となっています。

このことから、小中学校の非構造部材の耐震対策を推進するため、全小中学校体育館およびモデル校1校の点検調査および改修のための実施設計を行います。

## 【主な事業内容】

- ・全小中学校体育館の非構造部材の点検調査および実施設計
- ・校舎の非構造部材の点検調査および実施設計(モデル校 1校)

## 【スケジュール】

- ・平成26年度 点検調査および実施設計
- ・平成27年度 改修工事

## <事業の目的・効果>

非構造部材の耐震対策のための点検調査および改修工事を行うことにより、学校施設の安全性の確保と教育環境の改善を図ります。

	主な経費	
	点検調査および実施設計業務	38,249

# 教育の充実

(単位:千円)

事業名	志津南小学校校舎増築費			区分	新規
事業費	担当部局・所属 教育委員会			教育総務課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
16,791				16,000	791

## <事業の概要>

志津南小学校については、宅地開発等により、児童数が増加し、平成24年度に普通教室4室および職員室を含む管理諸室の増築工事を行ったところです。

さらにその後も開発は進んでおり、今後も児童数の増加が見込まれることから、増築工事の実施設計を行います。

## 【主な内容】

増築教室 6教室(2階建て)

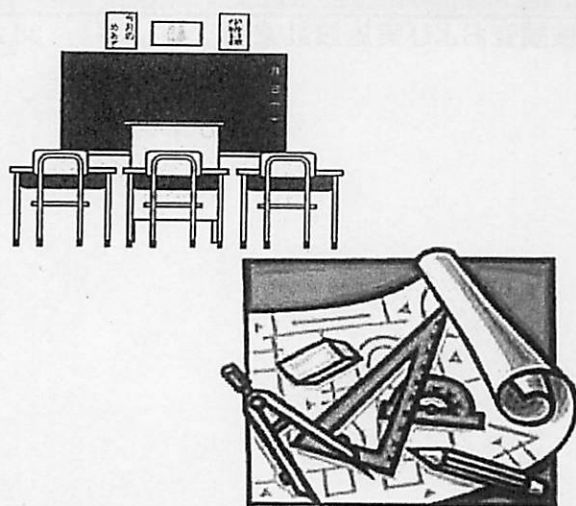
## 【スケジュール】

平成26年度 実施設計

平成27年度 増築工事

## <事業の目的・効果>

不足教室が生じないように校舎の増築を行い、教育環境の充実を図ります。



## 主な経費

実施設計業務	16,791
--------	--------

# 「人」が輝くまちへ

(単位:千円)

事業名	小中学校大規模改造費			区分	拡大
事業費	担当部局・所属		教育委員会	教育総務課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
22,681				19,000	3,681

## <事業の概要>

建築後相当年数経過した校舎等学校施設の改修を計画的に実施するとともに、多目的トイレやエレベータ設置等、バリアフリー対応の工事を行います。

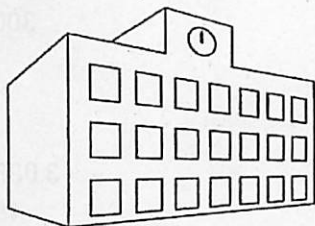
- 【平成26年度予算対応事業】 22,681千円
- ・常盤小学校大規模改造2期工事実施設計業務(4,549千円)
  - ・笠縫小学校体育館大規模改造工事実施設計業務(4,957千円)
  - ・笠縫小学校トイレ改修工事実施設計業務(1,562千円)
  - ・新堂中学校大規模改造2期工事実施設計業務(11,477千円)

## <参考>

- 【平成25年度補正予算対応事業】 727,450千円
- ・山田小学校大規模改造工事(199,621千円)  
校舎(約877㎡)改修工事、トイレ改修工事、プール改修工事他
  - ・新堂中学校大規模改造第1期工事(361,578千円)  
校舎(約3,440㎡)改修工事他
  - ・南笠東小学校エレベータ設置工事(71,019千円)  
エレベータ設置工事他
  - ・玉川小学校トイレ改修工事(76,476千円)  
1階～4階生徒用トイレ改修工事他

## <事業の目的・効果>

学校施設の安全性の確保と教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化を図ります。



## 主な経費

◆平成26年度当初予算 実施設計業務	22,545
<参考>	
◆平成25年度補正予算 改修工事	708,694
工事監理業務	16,028

# 教育の充実

(単位:千円)

事業名	(仮称)老上第二小学校建設事業費			区分	拡大
事業費	担当部局・所属 教育委員会			教育施設整備室	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
1,561,721	213,656		1,124,000	222,000	2,065

## <事業の概要>

近年、著しい宅地開発により児童が急増している老上小学校(野路町)の教育環境の適正化を図るため、平成28年4月の開校を目指し小学校の分離・新設を進めます。  
平成26年度は学校建設予定地の敷地造成工事を行い、建築工事に着手します。

## 【敷地概要】

敷地位置:草津市矢橋町字新堂、字南東浦地内  
敷地面積:約26,700㎡(敷地内、雨水幹線用地を含む。)

## 【建物概要】

建物構造:普通教室棟(木造)、管理・特別教室棟(鉄骨造[一部鉄筋コンクリート造])、  
体育館棟(鉄筋コンクリート造[一部木造])、プール棟、その他外構(グラウンド等)

建物階数:地上2階建て、一部塔屋

建築面積:約6,350㎡

延床面積:約9,400㎡

建物高さ:12m程度

## 【事業予定】

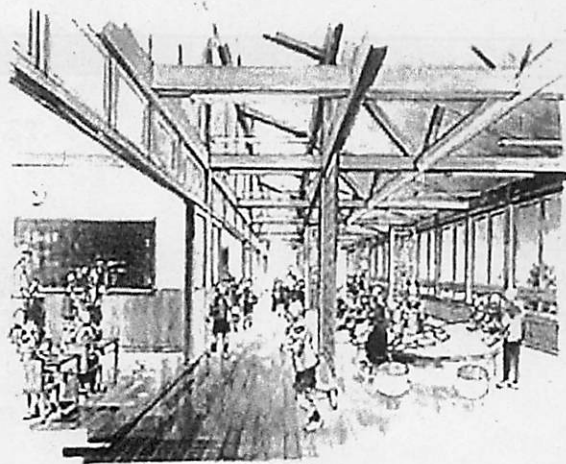
平成26年度:建築実施設計、敷地造成工事、建築工事

平成27年度:建築工事、開校準備

平成28年度:4月開校

## <事業の目的・効果>

児童の学習と生活のための空間として、安全・安心で快適な教育施設環境の確保を図ります。



イメージ図

## 主な経費

実施設計業務	65,100
用地取得費	1,196,171
建築工事	300,000
(債務負担行為)	
平成27年度	
建築工事	3,088,359
建築工事監理業務	48,827

# 教育の充実

(単位:千円)

事業名	学校ICT推進費			区分	拡大
事業費	担当部局・所属			教育委員会 学校教育課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
56,771					56,771

## <事業の概要>

現代社会に必要な学力や自立していく力を子どもたちが身につけていくためには、学校教育にICTを活用していくことが重要です。特に、新しい情報機器は、これからの高度情報通信社会を生きる子どもたちにとって、有効な学習道具となることが期待されています。

そこで、H25年度に小学校1校(1クラス分35台)および、すべての学校の特別支援学級(10台持ち回り)でモデル的に先行導入し、その活用方法を研究してまいりましたタブレット型コンピュータを、H26年度にはすべての小学校に配備するとともに、特別支援学級分についても台数を拡充して整備します。

## 【主な内容】

- 「タブレット型コンピュータ」約3,200台を拡充整備します。
  - ・すべての小学校⇒3学級ごとにタブレット型コンピュータ35台
  - ・すべての小中学校⇒特別支援学級用にタブレット型コンピュータ各校10台
- ICT支援員2人を配置し、全小中学校を巡回して支援します。
  - ・各学校のICT活用の支援や教材の開発
  - ・授業や研修会等において子どもや教員を支援
- 教職員を対象に、タブレット型コンピュータの効果的な活用方法について研修を実施します。

## <事業の目的・効果>

・タブレット型コンピュータの特長を最大限に生かし、「一斉指導による学び(一斉学習)」や、「子どもたち一人ひとりの能力や特性に応じた学び(個別学習)」、「子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学び(協働学習)」を推進し、子どもたちの思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度等を育成します。

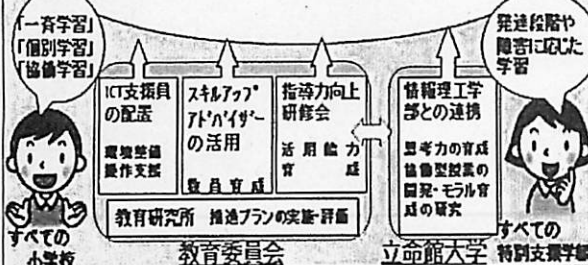
・使いやすく、わかりやすいタブレット型コンピュータは、子どもの発達特性や障害に応じた有効な学習道具であり、特別支援を要する子どもたちの学力を保障し、将来の自立を支援することにつながることができます。

平成26年度「草津市学校ICT活用推進プラン」 草津市教育委員会

### タブレットPC拡充整備による質の高い教育の実現

思考力の育成・協働型授業の開発・活用能力とモラルの育成等

タブレットPC小中学校約3,200台導入  
全小学校3学級ごとに各35台配置  
特別支援学級用に全小中学校各10台配置



## 主な経費

タブレット型コンピュータリース	39,400
学校ICT支援員配置業務委託	15,439
実践事例集等印刷費	197
タブレット型コンピュータ電気代	1,547

# 教育の充実

(単位:千円)

事業名	教育振興基本計画(第2期)策定費			区分	新規
事業費	担当部局・所属 教育委員会			教育総務課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
3,560					3,560

## <事業の概要>

教育基本法の改正を受けて平成22年3月に策定した草津市教育振興基本計画については、平成22年度から10年間に目指す教育の目標像を示し、その実現に向けて重点的に取り組むべき施策等を定めています。計画の施行から5年が経過することから、これまでの取組の成果や課題の検証を行うとともに、市民アンケート等により保護者や市民の意向を把握し、社会情勢の変化により発生する新たな教育的課題に対応するため、今後5年間に取り組む教育振興施策の方向付けを行います。

### ◆計画期間

平成27年度～平成31年度

### ◆策定スケジュール

策定支援業務委託業者選定	平成26年5月頃
内部策定会議	3～4回開催予定
外部策定委員会	全3回開催予定
パブリックコメント	平成27年1月頃
計画策定	平成27年3月予定

## <事業の目的・効果>

教育振興基本計画を策定し、具体的な目標・施策を位置付けることにより、その目標の実現に向けて、学校の教員と行政の職員が協働し本市の教育を創造していくことで、市民の誰もが誇りに思うことができる「教育のまち」の実現を図ります。



clipart by illpop.com

## 主な経費

策定委員会開催費	223
基本計画策定支援業務	3,337



# 「人」が輝くまちへ

(単位:千円)

事業名	史跡草津宿本陣楽座館開設費			区分	新規
事業費	担当部局・所属 教育委員会			草津宿街道交流館	
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
1,887				648	1,239

## <事業の概要>

史跡草津宿本陣の魅力向上を図り、親しんでいただける事業を実施します。

### 1) 展示事業

本陣職を勤めた田中家の由緒や本陣での休泊のしくみなどを紹介し、これまで本陣建物内で展示できなかった資料なども紹介します。

### 2) 定期事業(平成26年度)

- ・本陣楽座 江戸時代の伝統文化を身近かに体感できる定期事業を開催します。(月2回開催)  
第1土曜 落語(上方落語など)  
第3土曜 和楽(小鼓・大鼓・太鼓・笛など)

### 3) 語り部事業の展開

- ・学校連携の充実を図るため、大学生のスクールサポートによる児童・生徒への解説
- ・カルチャーツアーへの本陣当主および本陣学芸員の解説

## 開館準備スケジュール

平成26年4月1日 開館  
平成26年4月～ 第1土曜・第3土曜 定期事業実施

## <事業の目的・効果>

文化財としての史跡草津宿本陣のさらなる魅力向上を図り、より充実した取組を展開するため楽座館を設置し、平成26年4月から新たに展示紹介や定期事業を展開してまいります。これにより、史跡草津宿本陣の歴史的価値の発信が行えるとともに来館者の増加を図ります。



史跡草津宿本陣楽座館外観

## 主な経費

開館記念事業開催費	150
定期事業開催委託費	950
本陣「語り部」運営費	50
施設維持管理費	737

平成26年度当初予算

一般会計予算

(教育費)

(単位：千円)

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		事業名
				区 分	金 額	
1 教育委員会 費	2,780	2,770	10	1 報酬	2,114	委員会運営費
				8 報償費	40	
				9 旅費	113	
				10 交際費	100	
				11 需用費	30	
				14 使用料及び 賃借料	38	
				19 負担金補助 及び交付金	345	
				計		
2 事務局費	317,764	318,234	△ 470	1 報酬	2,021	職員費
				2 給料	121,315	事務局運営費
				3 職員手当等	97,552	
				4 共済費	57,302	
				7 貸金	28,212	
				8 報償費	67	
				9 旅費	1,806	
				11 需用費	2,347	
				12 役務費	433	
				13 委託料	4,040	
				14 使用料及び 賃借料	2,511	
				19 負担金補助 及び交付金	158	
3 教育指導費	304,639	298,739	5,900	1 報酬	121,848	通学区域審議会運 営費
				4 共済費	17,818	障害児就学指導委 員会運営費
				7 貸金	71,928	展覧会等開催費
				8 報償費	13,693	
				9 旅費	11,581	
				11 需用費	5,333	教育研究活動推進 費
12 役務費	1,686					

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
2,780			2,780	◆教育委員会運営費 2,780
2,780	0	0	2,780	
266,231			266,231	◆一般職員費(事務局費) 266,231
51,533			51,533	◆教育委員会事務局運営費 51,533
				教育委員会広報紙作成費 944
				教育振興基本計画(第2期)策定費 3,560
317,764	0	0	317,764	
261			261	◆通学区域管理事務費 261
352			352	◆障害児就学指導委員会運営費 352
429			429	◆青少年美術展覧会開催費 404
				◆科学発表展覧会開催費 25
14,677	252		12,925	◆教育研究推進費 1,752
	1,500			道徳教育総合支援事業費 1,500

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		事 業 名
				区 分	金 額	
				13 委託料	28,045	
				14 使用料及び賃借料	12,983	
				18 備品購入費	886	教職員研修費
				19 負担金補助及び交付金	18,858	生徒指導推進費
						体験学習推進費
						管理運営指導費
						地域協働合校推進費
						学力向上推進費

金 額	左の財源内訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
				教育課程研究指定校事業費 252
				◆子ども読書活動推進費 12,925
144			144	◆教職員研修費 144
37,814 県	1,076		36,738	◆中学校生徒指導主事活動推進費 34,380
				◆生徒指導推進事務費 1,093
				いじめ防止対策推進費 1,052
				◆学校支援対策推進費 2,341
				スクーリング・ケアサポーター派遣費 425
				いじめ等対応サポーター配置費 866
3,165 県	3,165			◆体験実践活動推進費 3,165
				中学生チャレンジウィーク事業費 900
20,856 県	19		20,837	◆学校運営支援費 2,231
				◆特別支援教育推進費 18,247
				「ことばの教室」運営費 13,419
				中学校通級指導教室開設費 1,375
				◆外国人児童生徒教育支援費 378
4,958			4,958	◆地域協働合校推進費 4,958
				小学校地域協働合校推進費 3,205
				中学校地域協働合校推進費 1,480
197,667 国	883 諸	224	194,526	◆学力向上重点事業推進費 29,250
	2,034			小学校外国語指導助手配置費 5,486
				中学校外国語指導助手配置費 9,768
				検定事業推進費 7,051
				理科観察・実験アシスタント配置費 2,651
				子どもの思考力育成費 4,099
				◆学びの教室開催費 3,052
				◆学校改革推進費 2,800

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		事 業 名
				区 分	金 額	
						学事管理運営費
						計
4 同和教育指導費	224,845	212,496	12,349	2	給料	職員費
				3	職員手当等	同和教育振興費
				4	共済費	同和教育指導推進費
				8	報償費	
				9	旅費	
				11	需用費	
				13	委託料	
				15	工事請負費	
				18	備品購入費	
				19	負担金補助 及び交付金	
						計
5 教育研究所費	86,723	28,870	57,853	1	報酬	教育研究所運営費
				4	共済費	
				8	報償費	
				9	旅費	
				11	需用費	
				12	役員費	
				13	委託料	

金 額	左の財源内訳				説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源		
	国 庫 支 出 金	そ の 他			
					◆学校教育支援教員配置費 63,780
					◆小学校少人数学級編制費 21,278
					◆教科担任制加配教員配置費 18,276
					◆大規模中学校加配教員配置費 2,422
					◆学校すこやかサポート支援員配置費 56,809
24,316	県	32		24,284	◆中学校文化部活動推進費 630
					◆学事管理事務費 12,214
					◆学校基本調査費 32
					◆児童通学支援費 2,980
					◆地域交流拠点施設整備費補助金 8,460
304,639		8,961	224	295,454	
172,339	県	6,150		166,189	◆一般職員費(同和教育指導費) 172,339
1,408				1,408	◆修学援助資金給付費 1,408
51,098	国	8,077	繰 上 金 15,000	13,061	◆奨学生友の会活動費 248
	県	460	債 14,500		◆自主活動学級開設費 6,212
					◆同和教育指導推進事務費 44,178
					芦浦教育集会所副館補強等整備費 43,578
					◆人権教育推進費 460
224,845		14,687	29,500	180,658	
86,723			使 途 8 1,075	85,640	◆講座開設費 253
					◆教育調査研究費 1,948
					◆教育研究所運営事務費 13,756
					◆やまびこ教育相談室運営費 3,415
					◆学校問題サポートチーム運営費 2,200
					◆スキルアップアドバイザー配置費 8,380

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		事業名
				区分	金額	
				14 使用料及び賃借料	39,981	
				18 備品購入費	48	
				19 負担金補助及び交付金	12	
計	936,751	861,109	75,642			計

金額	左の財源内訳			説明
	特定財源		一般財源	
	国庫支出金	その他		
				◆学校ICT推進費 56,771
86,723	0	1,083	85,640	
936,751	23,648	16,307	882,296	

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

1 学校管理費	333,494	279,185	54,309	8 報償費	112	小学校管理運営費
				9 旅費	6	小学校施設維持管理費
				11 需用費	135,313	
				12 役員費	13,327	
				13 委託料	49,616	
				14 使用料及び賃借料	85,915	
				15 工事請負費	36,101	
				18 備品購入費	13,086	
				19 負担金補助及び交付金	18	
				計		
2 教育振興費	105,884	102,845	3,039	11 需用費	9,300	小学校教材設備充実費
				13 委託料	2,944	
				14 使用料及び賃借料	26,582	
				18 備品購入費	28,532	小学校就学援助費
				20 扶助費	38,526	
				計		
3 学校建設費	1,589,716	52,444	1,537,272	9 旅費	89	小学校建設事業費
				11 需用費	86	

49,401			49,401	◆小学校管理運営費 49,401
284,093		諸	70	284,023 ◆小学校施設維持管理費 284,093
				小学校非構造部材改修調査費 28,911
333,494	0	70	333,424	
65,655			65,655	◆小学校教育教材整備費 65,655
				義務教育教材整備費 22,832
				特別支援学級設備整備費 1,800
				図書整備費 13,200
40,229	国	2,221	37,949	◆児童就学援助費 34,337
	県	59		◆小学校特別支援教育就学奨励費 5,892
105,884	2,280	0	103,604	
1,589,716	国	213,656	6,060	◆小学校大規模改造費 11,204
	繰	246,000		◆小学校校舎等整備費 1,578,512
	債	1,124,000		

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		事業名
				区 分	金 額	
				13 委託料	92,959	
				14 使用料及び賃借料	411	
				15 工事請負費	300,000	
				17 公有財産購入費	1,196,171	
計	2,029,094	434,474	1,594,620			計

金額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
				志津南小学校校舎増築費 16,791
				(仮称) 老上第二小学校建設事業費 1,561,721
1,589,716	213,656	1,370,000	6,060	
2,029,094	215,936	246,070	443,088	

(款) 10 教育費  
(項) 3 中学校費

1 学校管理費	138,334	126,985	11,349	2 給料	8,829	職員費
				3 職員手当等	4,649	中学校管理運営費
				4 共济費	1,958	中学校施設維持管理費
				8 報償費	99	
				11 需用費	73,813	
				12 役務費	6,218	
				13 委託料	19,366	
				14 使用料及び賃借料	8,645	
				15 工事請負費	8,015	
				18 備品購入費	6,742	
				計		
2 教育振興費	62,470	60,771	1,699	11 需用費	5,295	中学校教材設備充実費
				13 委託料	1,597	
				14 使用料及び賃借料	13,461	
				18 備品購入費	23,614	
				20 扶助費	18,503	中学校就学援助費
				計		

15,436			15,436	◆一般職員費(学校管理費)	15,436
28,285			28,285	◆中学校管理運営費	28,285
94,613		12	94,601	◆中学校施設維持管理費	94,613
				中学校非構造部材改修調査費	9,338
138,334	0	12	138,322		
43,068			43,068	◆中学校教育教材整備費	43,068
				義務教育教材整備費	13,209
				特別支援学級設備整備費	200
				図書整備費	5,500
				中学校吹奏楽楽器整備費	10,000
19,402	国 820		18,553	◆生徒就学援助費	17,592
	県 29			◆中学校特別支援教育就学奨励費	1,810
62,470	849	0	61,621		

(款) 10 教育費  
(項) 3 中学校費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		事業名
				区 分	金 額	
3 学校建設費	11,477	10,448	1,029	13 委託料	11,477	中学校建設事業費 計
計	212,281	198,204	14,077			

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
11,477		繰 11,000	477	◆中学校大規模改造費 11,477
11,477	0	11,000	477	
212,281	849	11,012	200,420	

(款) 10 教育費  
(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	531,477	518,126	13,351	1 報酬	14,174	職員費
				2 給料	151,583	幼稚園運営費
				3 職員手当等	101,323	
				4 共済費	64,115	
				7 貸金	143,996	
				8 報償費	790	
				9 旅費	6,421	
				11 備用費	17,734	
				12 役務費	3,188	
				13 委託料	4,564	
				14 使用料及び 賃借料	1,162	
				16 工事請負費	12,029	
				18 備品購入費	9,891	
19 負担金補助 及び交付金	507					
				計		
2 教育振興費	91,259	78,003	13,256	14 使用料及び 賃借料	1,687	幼稚園教育振興費
				19 負担金補助 及び交付金	89,572	
						計
計	622,736	596,129	26,607			

295,925		使 49,402	246,523	◆一般職員費 (幼稚園費) 295,925
235,552		分 156	222,498	◆公立幼稚園運営支援費 170,058
		使 12,857		◆公立幼稚園管理運営費 45,764
		諸 41		図書整備費 1,007
				◆幼稚園教育指導研修費 1,302
				◆幼稚園ステップアップ推進費 1,452
				◆特別支援教育推進費 5,680
				◆幼稚園保健推進費 6,380
531,477	0	62,456	469,021	
91,259	園 17,466		73,793	◆幼稚園運営推進費 2,940
				私立幼稚園運営費補助金 2,940
				◆就園奨励給付・私立幼稚園保育料補助金 88,319
				就園奨励給付費 69,252
				私立幼稚園保育料補助金 17,380
91,259	17,466	0	73,793	
622,736	17,466	62,456	542,814	



(款) 10 教育費  
(項) 5 社会教育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		事業名				
				区 分	金 額					
1 社会教育総務費	162,196	218,363	△ 56,167	1 報酬	2,386	職員費				
				2 給料	35,172	社会教育推進費				
				3 職員手当等	24,447					
				4 共済費	9,710					
				7 賃金	1,568					
				8 報償費	1,702					
				9 旅費	349					
				11 需用費	1,027					
				12 役務費	1,010	文化振興費				
				13 委託料	48,000					
				14 使用料及び賃借料	1,459					
				15 工事請負費	33,925	青少年教育費				
				19 負担金補助及び交付金	1,441	文化施設管理費				
				計						
				2 社会同和教育費	35,887	39,804	△ 3,917	1 報酬	6,224	社会教育指導員等 配償費
								4 共済費	982	
								8 報償費	5,147	
								9 旅費	741	
								11 需用費	3,175	社会同和教育研究 大会等開催費
12 役務費	447									
13 委託料	16,961	社会同和教育推進 費								
14 使用料及び賃借料	856									
18 備品購入費	240									
19 負担金補助及び交付金	1,114									

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
68,803	県	4,717	64,086	◆一般職員費 (社会教育総務費) 68,803
3,947	県	126	3,821	◆青少年教育推進費 923
				◆社会教育推進事業費 1,311
				◆学習ボランティア推進費 267
				◆家庭教育推進費 420
				家庭教育学習事業費補助金 100
				◆社会教育委員設置費 898
				◆子ども読書活動推進費 128
7,777		使 144	7,613	◆市芸術展覧会開催費 2,102
		諸 20		◆市民文化芸術活動支援事業費 5,286
				◆俳句のまちづくり事業費 389
1,254			1,254	◆成人式開催費 1,159
				◆青年国際交流事業費 95
80,415		使 50	47,316	◆移管施設管理運営費 33,250
		操 33,000		◆アミカホール管理運営費 45,935
		諸 49		◆三ツ松計画予定地管理費 1,230
162,196		4,843	33,263	124,090
19,692			19,692	◆社会教育指導員配償費 16,953
				隣保館運営アウトソーシング事業費 14,302
				◆同和教育専門員配償費 2,739
802			802	◆女性集会開催費 374
				◆青年集会開催費 428
8,164		諸 630	7,534	◆同和教育推進協議会活動費 1,885
				◆社会同和教育推進者研修事業費 625
				◆同和問題市民講座開設費 306
				◆社会同和教育啓発費 1,576
				人権問題啓発用パンフレット等作成費 218
				◆社会同和教育推進事務費 2,698

(款) 10 教育費  
(項) 5 社会教育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		事業名
				区分	金額	
						社会教育関係団体 活動促進費 教育文化振興費 計
3 公民館費	2,792	3,047	△ 255	8 報償費 9 旅費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び 賃借料	1,606 125 286 359 139 277	講座開設費 計
4 図書館費	199,422	275,527	△ 76,105	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 7 貸金 8 報償費 9 旅費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び 賃借料 18 備品購入費 19 負担金補助 及び交付金	24,066 33,403 24,129 15,777 20,654 670 2,007 16,159 5,453 8,980 12,360 26,823 8,961	職員費 管理運営費 計
5 文化財保護 費	210,711	228,219	△ 17,508	1 報酬 2 給料	11,338 42,335	職員費 文化財調査費

金額	左の財源内訳			説明
	特定財源		一般財源	
	国庫支出金	その他		
665			665	◆各種研究会参加費 150 ◆人権・同和教育研究大会開催費 926 ◆社会教育関係団体活動費補助金 665
6,564 県	390		6,174	◆教育文化振興費 6,564
35,887	390		34,867	
2,792		諸 1,110	1,682	◆高齢者教室開設費 1,565 ◆まちづくり講座事業費 1,227
2,792	0	1,110	1,682	
67,002			67,002	◆一般職員費(図書館費) 67,002
132,420 県	599	使 319 諸 244	131,258	◆図書館施設管理費 13,859 ◆図書館運営費 67,512 図書館協議会運営費 161 ◆南草津図書館施設管理費 10,598 ◆南草津図書館運営費 40,190 ◆子ども読書活動推進費 261
199,422	599	563	198,260	
88,319		諸 910	87,409	◆一般職員費(文化財保護費) 88,319
7,077 国	3,500		1,827	◆埋蔵文化財発掘調査費 7,000

(款) 10 教育費  
(項) 5 社会教育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		事業名
				区分	金額	
				3 職員手当等	33,820	
				4 共済費	15,580	開発関連遺跡調査費
				7 賃金	40,962	
				8 報償費	1,496	史跡草津宿本陣保存整備費
				9 旅費	1,317	史跡野路小野山遺跡保存整備費
				11 需用費	9,803	文化財保護推進費
				12 役務費	1,284	
				13 委託料	21,410	
				14 使用料及び賃借料	29,412	
				18 備品購入費	590	
				19 負担金補助及び交付金	1,364	史跡草津宿本陣管理運営費
						草津宿街道交流館運営費
				計		
6 青少年対策費	26,336	26,009	327	1 報酬	16,061	青少年対策費
				4 共済費	2,477	
				8 報償費	1,358	
				9 旅費	1,019	
				11 需用費	1,360	
				12 役務費	380	
				13 委託料	2,237	
				14 使用料及び賃借料	374	
				19 負担金補助及び交付金	1,070	
				計		
計	637,344	790,969	△ 153,625			

金額	左の財源内訳			説明
	特定財源		一般財源	
	国庫支出金	その他		
	県	1,750		◆未指定文化財調査費 77
66,931			諸 66,931	◆宅地開発等関連遺跡発掘調査費 66,931
5,133				5,133 ◆史跡草津宿本陣整備費 5,133
1,462				1,462 ◆史跡野路小野山製鉄遺跡整備費 1,462
7,642			諸 862	6,780 ◆文化財保護助成費 1,167
				◆文化財保護審議会運営費 128
				◆文化財保護推進費 5,085
				◆(仮称)歴史伝統館整備推進費 1,017
				◆文化財普及啓発費 245
20,369	県	44	使 3,317	15,906 ◆史跡草津宿本陣管理費 20,369
			諸 1,102	史跡草津宿本陣楽座館開設費 1,887
13,778			使 1,356	11,257 ◆草津宿街道交流館運営費 13,778
			諸 1,165	テーマ展開費 1,012
210,711		5,294	75,643	129,774
26,336	県	3,900		22,436 ◆青少年育成活動費 4,395
				◆青少年対策推進費 277
				◆少年センター管理運営費 21,664
26,336		3,900	0	22,436
637,344		15,026	111,209	511,109

(款) 10 教育費  
(項) 6 保健体育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		事業名
				区分	金額	
1 保健体育総務費	393,713	388,896	4,817	1 報酬	24,907	職員費
				2 給料	26,103	スポーツ推進費
				3 職員手当等	27,291	
				4 共済費	7,944	
				8 報償費	2,864	
				9 旅費	853	
				11 備用費	6,250	
				12 役務費	1,429	市民スポーツ大会推進費
				13 委託料	25,764	
				14 使用料及び賃借料	617	
				15 工事請負費	1,000	
				18 備品購入費	806	
				19 負担金補助及び交付金	30,382	市民スポーツ団体活動支援費
				28 繰出金	237,503	
						学校体育施設開放推進費
						学校体育推進費
						学校保健推進費

金額	左の財源内訳			説明
	特定財源		一般財源	
	国県支出金	その他		
60,708			60,708	◆一般職員費(保健体育総務費) 60,708
7,078			7,078	◆スポーツ推進審議会運営費 56
				◆スポーツ推進委員活動推進費 5,810
				◆各種大会出場者激励金 1,012
				◆スポーツ振興計画推進事業費 200
				(市民提案事業) 子どもアスリート育成事業委託費 200
			7,311	◆市民体育大会開催費補助金 952
				◆県民体育大会等出場支援補助金 1,529
				◆駅伝競走大会開催費補助金 550
				◆チャレンジスポーツデー開催費補助金 3,000
				◆各種大会負担金 305
				◆各種大会補助金 975
			11,212	◆体育協会事業費補助金 9,402
				(社)草津市体育協会事業補助金 1,785
				(社)草津市体育協会運営補助金 7,617
				◆スポーツ少年団育成費 210
				◆総合型地域スポーツクラブ補助金 1,100
				◆各種スポーツ団体活動支援費 500
				MIOびわこ滋賀活動支援費 500
9,053		新 5,114	3,939	◆学校体育施設開放推進費 9,053
				小学校グラウンド照明施設改修実施設計委託費 3,939
			4,154	◆中学校体育推進費 2,604
				◆小学校体育推進費 1,550
				ジュニアスポーツフェスティバル KUSATSU開催委託費 1,433
42,794			42,794	◆校医等配置費 17,009
				◆児童・生徒等健康診断費 14,667

(款) 10 教育費  
(項) 6 保健体育費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		事 業 名
				区 分	金 額	
						学校安全推進費
						学校給食センター 特別会計繰出金
						計
2 体育施設費	115,434	497,368	△ 381,934	8 報償費 11 需用費 12 役員費 13 委託料 14 使用料及び 賃借料 15 工事請負費 19 負担金補助 及び交付金	40 619 41 82,111 6,562 26,051 10	社会体育施設管理 運営費
計	509,147	886,264	△ 377,117			

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
				◆就学時健康診断費 1,446
				◆学校・幼稚園環境衛生管理費 1,683
				◆学校保健推進事務費 5,411
				中学校スクールランチ運営費 3,581
				◆学校保健推進養護教諭配置費 2,578
13,900	904	4,608	8,388	◆日本スポーツ振興センター負担金 10,168
				◆通学路対策費 1,794
				◆地域ぐるみの学校安全推進費 599
				◆児童・生徒安全対策費 867
				◆学校災害賠償補償保険料 472
237,503			237,503	◆学校給食センター特別会計繰出金 237,503
393,713	904	9,722	383,087	
115,434		使 345 諸 16,634	98,455	◆社会体育施設管理運営費 115,434
115,434	0	16,979	98,455	
509,147	904	28,701	481,542	

議第2号

平成26年度草津市学校給食センター特別会計予算に対する意見を市長に申し出る  
につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月20日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

平成26年度草津市学校給食センター特別会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

平成26年度草津市学校給食センター特別会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

## 平成26年度当初予算

### 学校給食センター特別会計予算

(単位：千円)



3 歳 出

(款) 1 教育費

(項) 1 保健体育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		専 業 名
				区 分	金 額	
1 学校給食センター運営費	581,400	580,500	900	1 報酬	25,294	職員費
				2 給料	10,132	管理運営費
				3 職員手当等	7,568	
				4 共済費	3,481	
				7 賃金	1,923	
				8 報償費	247	
				9 旅費	148	
				11 需用費	414,843	
				12 役務費	4,553	
				13 委託料	112,436	
				14 使用料及び賃借料	770	
				19 負担金補助及び交付金	4	
				27 公課費	1	
				計	581,400	

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
20,609			20,609	◆一般職員費（給セ・学校給食センター運営費） 20,609
560,791		操 1 賭 343,896	216,894	◆学校給食材料購入費 343,429 ◆給食センター管理運営費 217,214 ◆学校給食費管理回収費 148
581,400	0	343,897	237,503	
581,400	0	343,897	237,503	

議第3号

草津市公告式条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月20日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市公告式条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市公告式条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

## 草津市公告式条例の一部を改正する条例

草津市公告式条例（昭和29年草津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表」を「草津市役所前」に改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市公報に登載する方法によりこれに代えることができる。

別表を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

2 草津市職員の退職手当に関する条例（昭和32年草津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「別表に規定する」を「第2条第2項の」に改める。

草津市公告式条例の一部を改正する条例  
草津市公告式条例の一部改正 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
<p>第1条 (略) (条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例の公布は、<u>草津市役所前</u>の掲示場に掲示して行う。<u>ただし</u>、市公報に登載する方法によりこれに代えることができる。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p>           <p style="text-align: center;"><u>付 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u> (<u>草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正</u>)</p> <p>2 <u>草津市職員の退職手当に関する条例 (昭和32年草津市条例第7号)の一部を次のように改正する。</u> 第12条第3項中「別表に規定する」を「第2条第2項の」に改める。</p>	<p>第1条 (略) (条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例の公布は、<u>別表</u>の掲示場に掲示して行う。<u>または</u>、市公報に登載する方法によりこれに代えることができる。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p><u>別表 (第2条第2項関係)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>掲示場</u></p> <p><u>草津市役所前</u></p> <p><u>草津市志津市民センター前</u></p> <p><u>草津市志津南市民センター前</u></p> <p><u>草津市大路市民センター前</u></p> <p><u>草津市渋川市民センター前</u></p> <p><u>草津市矢倉市民センター前</u></p> <p><u>草津市老上市民センター前</u></p> <p><u>草津市玉川市民センター前</u></p> <p><u>草津市南笠東市民センター前</u></p> <p><u>草津市山田市民センター前</u></p> <p><u>草津市笠縫市民センター前</u></p> <p><u>草津市笠縫東市民センター前</u></p> <p><u>草津市常盤市民センター前</u></p> </div>

草津市公告式条例（抄）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項および第5項の規定に基づき公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示して行う。または、市公報に登載する方法によりこれに代えることができる。

別表（第2条第2項関係）

掲示場

草津市役所前
草津市志津市民センター前
草津市志津南市民センター前
草津市大路市民センター前
草津市渋川市民センター前
草津市矢倉市民センター前
草津市老上市民センター前
草津市玉川市民センター前
草津市南笠東市民センター前
草津市山田市民センター前
草津市笠縫市民センター前
草津市笠縫東市民センター前
草津市常盤市民センター前

議第4号

草津市協働のまちづくり条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求める  
ことについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月20日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市協働のまちづくり条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を  
求めることについて

草津市協働のまちづくり条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の  
組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委  
員会の議決を求める。

記

意見 特になし



## 草津市協働のまちづくり条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 各主体の役割（第4条－第10条）

第3章 まちづくり協議会（第11条－第16条）

第4章 基礎的コミュニティ（第17条・第18条）

第5章 市民公益活動団体（第19条・第20条）

第6章 教育機関（第21条）

第7章 中間支援組織（第22条）

第8章 市の取組（第23条－第26条）

第9章 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会（第27条）

第10章 雑則（第28条）

#### 付則

草津市自治体基本条例では、わたしたちがまちづくりの主体として自らが必要と考えるまちづくりに協働して取り組むこととしています。多様化していく地域課題を解決し、住み良いまちを築いていくためには、これまで以上に、それぞれの責任を自覚するとともに、役割を分担しながら協働してまちづくりを行わなければなりません。

住み良いまちは、地域や世代を超え、わたしたちそれぞれが互いに力を合わせ、未来へとつなげるための努力により実現できるものであり、ここに協働によるまちづくりを進めることへの決意を込め、草津市協働のまちづくり条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、協働によるまちづくりの基本原則および基本的事項を定めるとともに、市民および市の役割を明らかにし、それぞれが自主的なまちづくりに取り組み、協働によるまちづくりを推進することで住み良いまちの実現を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協働 共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と市が責任および役割を

分担し、相互の信頼および理解のもと、互いの特性および能力を持ち寄って連携し、および協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組をいう。

- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。
- (3) まちづくり協議会 基礎的コミュニティ等を中心とし、概ね小学校区（以下「区域」という。）を範囲として設置される区域を代表する総合的な自治組織であって、第11条第1項で認定されたものをいう。
- (4) 基礎的コミュニティ 町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織をいう。
- (5) 市民公益活動団体 不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う営利を目的としない団体をいう。
- (6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学その他の学校および同法第124条に規定する専修学校をいう。
- (7) 中間支援組織 まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間で協働によるまちづくりを推進する組織をいう。

#### （基本原則）

第3条 協働によるまちづくりは、自助・共助・公助の考え方を踏まえ、次に掲げる事項を原則として推進するものとする。

- (1) 互いを対等なパートナー（協働の相手方をいう。以下同じ。）として尊重すること。
- (2) 自主性を尊重し、および自立した関係を保つこと。
- (3) それぞれが持つ理念および特性を理解し合うこと。
- (4) 目的および到達点を共有すること。
- (5) 過程および成果について透明性を確保するため、広く情報を公開すること。
- (6) 過程および成果について評価を行うこと。
- (7) 協働の取組を通して共に学び、共に変わり、共に成長していく姿勢および意識を持つこと。

## 第2章 各主体の役割

### （市民の役割）

第4条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、自主的なまちづくりに取り組むとともに協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

(まちづくり協議会の役割)

第5条 まちづくり協議会は、地域住民の意見および要望を把握し、課題解決に向けて、計画的なまちづくりに取り組むものとする。

2 まちづくり協議会は、市、市民公益活動団体等と連携し、および協力するよう努めるものとする。

(基礎的コミュニティの役割)

第6条 基礎的コミュニティは、地域の<sup>きずな</sup>絆を深め、身近な地域の課題を解決するよう努めるものとする。

2 基礎的コミュニティは、自らが行う活動に関し、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、参加の機会を確保するものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第7条 市民公益活動団体は、自らが行う活動の社会的意義を自覚し、その専門性、柔軟性等を生かし、まちづくりに取り組むものとする。

2 市民公益活動団体は、広く情報を発信し、自らが行う活動への理解および参加が得られるよう努めるものとする。

3 市民公益活動団体は、市、まちづくり協議会等と連携し、および協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、地域社会の発展に資するよう、その特性を生かし、まちづくりに取り組むものとする。

(中間支援組織の役割)

第9条 中間支援組織は、自主的なまちづくりに関する支援を行い、および協働によるまちづくりの推進に必要な各主体間における調整を行うよう努めるものとする。

2 中間支援組織は、自らの機能を高めるため、中間支援組織相互の情報を共有し、ならびに連携し、および協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第10条 市は、市民が取り組む自主的なまちづくりを尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 市は、協働によるまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めるものとする。

- 3 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等と連携し、および協力するよう努めるものとする。
- 4 市は、市民に対し、市の事業への参加の機会を提供するため、積極的に情報提供を行うよう努めるものとする。

### 第3章 まちづくり協議会

#### (認定要件)

第11条 市長は、次の各号のいずれにも該当するものを、まちづくり協議会として認定することができる。

- (1) 地域住民で構成され、かつ、区域内で活動する個人および団体にも参加の機会を保障していること。
  - (2) 区域の課題を解決することを基本とした地域住民主体の組織であること。
  - (3) 透明性が確保され、かつ、民主的な運営を行う組織であること。
  - (4) 市のパートナーとして協働によるまちづくりを推進する組織であること。
  - (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的としないこと。
  - (6) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的としないこと。
  - (7) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動をしないこと。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。
- 2 前項の認定は、各区域につき1団体に限り行う。

#### (認定の申請)

第12条 前条第1項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

#### (認定の取消し)

第13条 市長は、まちづくり協議会が第11条第1項各号のいずれかを満たさなくなったときは、認定の取消しを行うことができる。

#### (まちづくり協議会の活動の推進)

第14条 市は、まちづくり協議会の活動の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

- 2 市は、まちづくり協議会に対し、技術的援助その他の必要な支援を行い、およびその活動に要する費用に充てるための資金を交付するよう努めるものとする。

- 3 市は、第1項の施策を実施する場合は、まちづくり協議会の自主性および自立性を尊重するものとする。

(個人情報の提供)

第15条 草津市個人情報保護条例(平成18年草津市条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。)第2条第2号の実施機関(以下「実施機関」という。)は保有個人情報(個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。)のまちづくり協議会への提供については、個人情報保護条例第10条第1項第8号中「公益上特に必要があり」とあるのは、「防災、福祉等の分野において協働によるまちづくりの推進に必要があり」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定による個人情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿(以下「名簿」という。)を書面で提供することにより行うものとする。

- 3 第1項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定により個人情報の提供を受けるまちづくり協議会は、規則で定めるところにより、市長に対し、提供を受けた情報を管理する者(以下「名簿管理者」という。)およびその名簿を閲覧する者(以下「名簿閲覧者」という。)を届け出なければならない。

- 4 名簿管理者は、個人情報の提供を受けた目的の範囲内で、名簿閲覧者に対し、その管理する名簿を閲覧させることができる。

- 5 第1項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定により個人情報の提供を受けたまちづくり協議会は、当該提供を受けた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 6 名簿管理者、名簿閲覧者および提供を受けた個人情報に基づき活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、提供を受けた目的以外の目的のために情報を管理し、閲覧し、または取り扱う情報を自ら利用し、または提供してはならない。

- 7 名簿管理者等は、提供を受けた個人情報により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(地域まちづくり計画の策定および公表)

第16条 まちづくり協議会は、自分たちの住む区域を住み良いまちとするために、目指す将来像を掲げるとともに、それを実現するため解決すべき課題およびその解決方法を示した計画(以

下「地域まちづくり計画」という。)を策定するものとする。

- 2 まちづくり協議会は、地域まちづくり計画を策定したとき、または変更したときは、これを公表するものとする。
- 3 地域住民は、地域まちづくり計画に基づいたまちづくりに取り組むよう努めるものとする。
- 4 市は、地域まちづくり計画および前項に規定する取組を尊重するものとする。

#### 第4章 基礎的コミュニティ

(基礎的コミュニティへの参加促進)

第17条 地域住民は、基礎的コミュニティの活動への理解を深め、その活動に積極的に参加し、または協力するよう努めるものとする。

- 2 地域住民は、自らが基礎的コミュニティの担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

(基礎的コミュニティの活性化)

第18条 市は、基礎的コミュニティを活性化するため技術的援助その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、前項の支援を行う場合は、基礎的コミュニティの自主性および自立性を尊重するものとする。

#### 第5章 市民公益活動団体

(市民公益活動の推進)

第19条 市民は、市民公益活動が推進されるよう、市民公益活動団体の果たす社会的役割および意義を理解するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の活性化)

第20条 市は、市民公益活動団体の活性化に関する施策を総合的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施する場合は、市民公益活動団体の自主性および自立性を尊重するものとする。

#### 第6章 教育機関

(教育機関との連携)

第21条 教育機関は、その教育または研究の成果が協働によるまちづくりの推進に生かされるよう市民および市との連携に努めるものとする。

- 2 市民および市は、教育機関との連携に努めるものとする。

## 第7章 中間支援組織

### (中間支援組織の指定)

第22条 市長は、市民と市との協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市間に立って支援する中間支援組織を別に定めるところにより指定することができる。

2 前項の規定により指定された中間支援組織は、市の協働によるまちづくりの推進に積極的に協力するものとする。

3 市は、第1項の規定により指定された中間支援組織を積極的に活用するものとする。

## 第8章 市の取組

### (協働事業の推進)

第23条 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等との協働事業を積極的に推進するものとする。

2 市は、協働事業を積極的に推進するため、必要に応じ財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (推進計画の策定)

第24条 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等との協働によるまちづくりを総合かつ計画的に進めるため、推進計画を定めるものとする。

### (推進体制の整備)

第25条 市は、組織内の連携を図り、組織全体で協働によるまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

### (人材育成)

第26条 市は、市職員に対し、協働によるまちづくりに関する研修を実施し、その必要性を認識させるように努め、市民との信頼関係の構築を図るよう努めるものとする。

2 市は、市職員が地域社会の課題を把握し、自らの資質向上を図るため、積極的にまちづくりに取り組むよう促すとともに、そのために必要な環境整備に努めるものとする。

## 第9章 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会

### (委員会への諮問)

第27条 市長は、必要に応じ、次に掲げる事項について草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くことができる。

(1) 推進計画の策定および評価

(2) 協働によるまちづくりに係る施策の推進および評価に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関する事項

2 委員会は、協働によるまちづくりの推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

## 第10章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第27条ならびに次項および付則第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(草津市市民参加条例の一部改正)

2 草津市市民参加条例(平成24年草津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(委員会)

第12条 市長は、必要に応じ、次に掲げる事項について草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くことができる。

(1) 市民参加の進捗および達成の状況の評価に関する事項

(2) 市民参加の手法に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項

2 委員会は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

第13条中「推進評価委員会」を「委員会」に改める。

(草津市附属機関設置条例の一部改正)

3 草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

草津市協働のまちづくり条例検討委員会	協働のまちづくりを推進するための基本理念、協働のルール等を示す草津市協働のまちづくり条例案に規定すべき事項についての調査審議に関する事務
--------------------	--

」を



「

草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会	協働によるまちづくりおよび市民参加の推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務
-------------------------	---

」に改める。

議第5号

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に  
申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月20日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例

(第1条～第2条 略)

(草津市立公民館条例の一部改正)

第3条 草津市立公民館条例(昭和57年草津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「教育委員会」を「市」に改める。

第8条を次のように改める。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

第9条を次のように改める。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

第11条中「教育委員会規則」を「規則および教育委員会規則」に改める。

別表第1中「第3条関係」を「第2条関係」に改める。

別表第2中「第8条関係」を「第7条関係」に、

「

1,000円	1,100円	1,600円
300円	400円	600円

」を

「

1,200円	1,400円	1,800円
400円	500円	600円

」に改める。

(草津市立図書館設置条例の一部改正)

第4条 草津市立図書館設置条例(昭和58年草津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会規則」を「規則および教育委員会規則」に改め、同条を第9条とし、第3条の次に次の5条を加える。

(使用許可)

第4条 会議室または大会議室(以下「会議室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、会議室等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付するこ

とができる。

(使用許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とする事業その他これに類するものと認めるとき。
- (3) 特定の政党、党派または宗教を支持し、宣伝し、または反対すると認めるとき。
- (4) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

- (1) この条例またはこの条例に基づく規則もしくは教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) その他教育委員会が使用を不相当と認めたとき。

2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(損害賠償)

第8条 使用者は、その使用に際し、自己の責に帰すべき理由により施設または付属設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない

ない。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第7条第1項関係）

区分	午前	午後	全日
	10時から12時30分まで	13時から18時まで	10時から18時まで
会議室1	円 700	円 1,400	円 2,100
会議室2	1,000	2,000	3,000
大会議室	3,100	6,100	9,200

備考

- 1 使用者（市内に勤務する者を除く。）の住所（法人または権利能力のない社団もしくは財団が市内に事務所または事業所を有する場合は、それらの所在地をいう。）が本市以外であるときは、この表に掲げる使用料の5割に相当する額を加算する。
- 2 使用者がこの表に掲げる使用時間の区分を超えて会議室等を使用する場合の使用料は、1時間につきその直前の使用時間の区分に係る使用料の3割に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 この表に定めるところにより算定した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、これを切り捨てる。

（草津市立草津アマカホール条例の一部改正）

第5条 草津市立草津アマカホール条例（平成3年草津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第7条第1項第1号中「規則」を「規則もしくは教育委員会規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市」に改める。

第8条第1項、第3項および第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則および教育委員会規則」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条第1項関係）

使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで

使用施設							
ホール	平日	円	円	円	円	円	円
		12,000	16,000	18,200	28,000	34,200	46,200
	土曜日・日曜日・祝日	18,000	24,000	27,300	42,000	51,300	69,300
リハーサル室	平日	1,100	1,400	1,600	2,500	3,000	4,100
	土曜日・日曜日・祝日	1,600	2,100	2,400	3,700	4,500	6,100
文化教室Ⅰ	平日	1,600	2,100	2,400	3,700	4,500	6,100
	土曜日・日曜日・祝日	1,600	2,100	2,400	3,700	4,500	6,100
文化教室Ⅱ	平日	2,000	2,600	3,000	4,600	5,600	7,600
	土曜日・日曜日・祝日	2,000	2,600	3,000	4,600	5,600	7,600
研修室	平日	2,800	3,700	4,200	6,500	7,900	10,700
	土曜日・日曜日・祝日	2,800	3,700	4,200	6,500	7,900	10,700

(草津市立草津アマカホール条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 草津市立草津アマカホール条例の一部を改正する条例(平成25年草津市条例第24号)

の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える改正規定のうち第9条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に、「減免」を「減額し、または免除」に改める。

(第7条 略)

(草津市立教育集会所設置条例の一部改正)

第8条 草津市立教育集会所設置条例(昭和47年草津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

第9条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

第11条第1項第1号中「規則」を「規則もしくは教育委員会規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市」に改める。

第14条の見出し中「規則への」を削り、同条中「委員会が別に」を「規則および教育委員会

規則で」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2 (第8条関係)

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで
会議室(床面積が40平方メートル以下のもの)	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,600円
会議室(床面積が40平方メートルを超え80平方メートル以下のもの)	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円	2,800円
会議室(床面積が80平方メートルを超えるもの)	1,300円	1,700円	2,200円	3,000円	3,900円	5,200円
調理室	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,600円

別表第2備考中「冷暖房その他の」を削り、「委員会」を「市長」に改める。

(第9条 略)

(草津市立社会体育施設条例の一部改正)

第10条 草津市立社会体育施設条例(昭和56年草津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第7条第1項第3号中「規則」を「規則もしくは教育委員会規則」に改める。

第8条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に、「減免」を「減額し、または免除」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に、「減免」を「減額し、または免除」に改める。

第13条中「教育委員会規則」を「規則および教育委員会規則」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2 (第8条第1項、第10条第2項関係)



(1) 施設使用料

区分				午前	午後	夜間	備考
				9時から12時まで	12時30分から17時まで	17時から21時30分まで (草津市立三ツ池運動公園を除く。草津市立ふれあい運動場、草津市立志津運動公園および草津市立野村運動公園グラウンドについては17時から21時まで)	
草津市立総合体育館	専用使用	体育室	平日	6,600円 または2,200円/時間	9,900円 または2,200円/時間	12,900円 または2,900円/時間	フロア面積の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合にあつては、それぞれの使用料の2分の1に相当する額、フロア面積の4分の1を超え3分の1以下を使用する場合にあつては、それぞれの使用料の3分の1に相当する額、フ
			土曜日・日曜日・祝日	9,900円 または3,400円/時間	14,900円 または3,400円/時間	19,400円 または4,400円/時間	

						ロア面積の4分の1以下を使用する場合には、それぞれの使用料の4分の1に相当する額とする。	
	柔剣道場(道場別)	平日	900円または400円/時間	1,400円または400円/時間	1,800円または400円/時間		
		土曜日・日曜日・祝日	1,400円または500円/時間	2,100円または500円/時間	2,800円または700円/時間		
		会議室1	1,100円	1,600円	2,000円		
		会議室2	2,600円	3,900円	4,800円		
	個人使用	各室	大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間				
草津市立野村運動公園	専用使用	グラウンド(1面につき)	平日	900円または400円/時間	1,400円または400円/時間	800円または200円/時間	グラウンドの2分の1使用を1面とする。夜間
			土曜日・日曜日・祝日	1,400円または500円/時間	2,100円または500円/時間	1,200円または300円/時間	はグラウンドの4分の1使用を1面とする。
			テニスコート(1面につき)	平日	500円または200円/時間	700円または200円/時間	900円または200円/時間
		土曜日・日曜日・祝日	700円または300円/時間	1,000円または300円/時間	1,300円または300円/時間		

	草津市民体育館	体育室	平日	3,400円 または1,200円/時間	5,100円 または1,200円/時間	6,600円ま たは1,500円/時間	フロア面積の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合にあつては、それぞれの使用料の2分の1に相当する額、フロア面積の3分の1以下を使用する場合にあつては、それぞれの使用料の3分の1に相当する額とする。
			土曜日・日曜日・祝日	5,200円 または1,800円/時間	7,800円 または1,800円/時間	10,100円 または2,300円/時間	
個人使用		各室		大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間			
草津市立志津運動公園	専用使用	グラウンド	平日	900円 または400円/時間	1,400円 または400円/時間	1,600円ま たは400円/時間	
			土曜日・日曜日・祝日	1,400円 または500円/時間	2,100円 または500円/時間	2,400円ま たは600円/時間	
草津市立ふれあい運動場	専用使用	グラウンド	平日	700円 または300円/時間	1,000円 または300円/時間	1,200円ま たは300円/時間	
			土曜日・日曜日・祝日	1,100円 または400円/時間	1,600円 または400円/時間	1,800円ま たは500円/時間	

草津市立ふれあい体育館	専用使用	体育室	平日	1,400円 または500 円/時間	2,100円 または500 円/時間	2,700円ま たは600円 /時間	フロア面積の2分の1に相当する面積以下を使用する場合にあつては、それぞれの使用料の2分の1に相当する額とする。
			土曜日・日曜日・祝日	2,200円 または800 円/時間	3,300円 または800 円/時間	4,300円ま たは1,000 円/時間	
	個人使用	体育室	大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間				
草津市立武道館	専用使用	武道場(トレーニング室を含む。)	平日	4,700円 または1,6 00円/時間	7,100円 または1,6 00円/時間	9,200円ま たは2,100 円/時間	フロア面積の2分の1に相当する面積以下を使用する場合にあつては、それぞれの使用料の2分の1に相当する額とする。
			土曜日・日曜日・祝日	7,100円 または2,4 00円/時間	10,700円 または2,4 00円/時間	13,800円 または3,10 0円/時間	
			平日	3,100円 または1,1 00円/時間	4,700円 または1,1 00円/時間	6,100円ま たは1,400 円/時間	
		武道場(トレーニング室を含まない。)	平日	4,700円 または1,6 00円/時間	7,100円 または1,6 00円/時間	9,200円ま たは2,100 円/時間	
		トレーニング室	平日	1,600円 または600 円/時間	2,400円 または600 円/時間	3,100円ま たは700円 /時間	
			土曜日・日曜日・祝日	2,400円 または800 円/時間	3,600円 または800 円/時間	4,700円ま たは1,100 円/時間	

	相撲場	平日	400円または200円/時間	700円または200円/時間	900円または200円/時間	
		土曜日・日曜日・祝日	600円または300円/時間	1,100円または300円/時間	1,400円または400円/時間	
	研修室		1,300円	2,000円	2,500円	フロア面積の2分の1に相当する面積以下を使用する場合にあっては、それぞれの使用料の2分の1に相当する額とする。
個人使用	各室		大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間			
草津市立三ツ池運動公園	専用使 用 グラウンド (1面につき)	平日	2,700円または900円/時間	4,100円または900円/時間		グラウンドの2分の1使用を1面とする。
		土曜日・日曜日・祝日	4,100円または1,400円/時間	6,100円または1,400円/時間		

別表第2備考4中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同表に次のように加える。

(2) 冷暖房使用料および電灯使用料

区分		午前		午後		夜間	
		9時から12時まで		12時30分から17時まで		17時から21時30分まで（草津市立ふれあい運動場、草津市立志津運動公園および草津市立野村運動公園グラウンドについては17時から21時まで）	
冷暖房使用料	草津市立武道館	武道場（トレーニング室を含む。）	3,300円 または 600円/30分	5,000円 または 600円/30分	5,000円 または 600円/30分	5,000円 または 600円/30分	5,000円 または 600円/30分
		武道場（トレーニング室を含まない。）	2,200円 または 400円/30分	3,300円 または 400円/30分	3,300円 または 400円/30分	3,300円 または 400円/30分	3,300円 または 400円/30分
		トレーニング室	1,100円 または 200円/30分	1,700円 または 200円/30分	1,700円 または 200円/30分	1,700円 または 200円/30分	1,700円 または 200円/30分
		相撲場	300円 または 100円/30分	500円 または 100円/30分	500円 または 100円/30分	500円 または 100円/30分	500円 または 100円/30分
電灯使用料	草津市立総合体育館	体育室	1灯30分につき 20円				
	草津市立野村運動公園	グラウンド	全点灯30分につき 400円				
		テニスコート	1面30分につき 100円				
		体育室	1灯30分につき 20円				
	草津市立志津運動公園	グラウンド	全点灯30分につき 700円				
	草津市立ふれあい運動場	グラウンド	全点灯30分につき 500円 2分の1点灯30分につき 250円				
	草津市立ふれあい体育館	体育室	1灯30分につき 20円				
	草津市立武道館	武道場	30分につき 100円				
トレーニング室		30分につき 50円					
相撲場		30分につき 25円					

備考 専用使用の場合において、使用者がこの表に掲げる使用時間の区分外に冷暖房および電灯を使用する場合の使用料は、30分につき当該使用料の30分当たりの額とする。この場

合において、30分未満の端数は、これを切り上げる。

(草津市立草津宿街道交流館条例の一部改正)

第11条 草津市立草津宿街道交流館条例(平成10年草津市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会規則」を「規則および教育委員会規則」に改める。

別表備考1中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

(草津市史跡草津宿本陣条例の一部改正)

第12条 草津市史跡草津宿本陣条例(平成7年草津市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則および教育委員会規則」に改める。

別表備考1中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

(第13条～第22条 略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中草津市立まちづくりセンター条例第8条第2項の改正規定、第2条中草津市手数料条例第4条第1項ならびに別表第34項および第36項の改正規定、第3条中草津市立公民館条例第6条第2項、第8条、第9条、第11条、別表第1の改正規定ならびに同条例別表第2の改正規定(「第8条関係」を「第7条関係」に改める部分に限る。)、第5条中草津市立草津アミカホール条例第5条、第7条、第8条および第10条の改正規定、第6条の規定、第7条中草津市立サンサンホール条例第7条第2項の改正規定、第8条中草津市立教育集会所設置条例第8条ただし書、第9条第2項ただし書、第11条および第14条の改正規定ならびに同条例別表第2備考の改正規定(「委員会」を「市長」に改める部分に限る。)、第9条中草津市まちなか交流施設設置条例第6条第2項の改正規定、第10条中草津市立社会体育施設条例第4条、第7条から第10条まで、第13条および別表第2備考4の改正規定、第11条の規定、第12条の規定、第13条中草津市隣保館条例第7条ただし書および第8条第2項ただし

書の改正規定、第14条中草津市立人権センター条例第6条第2項の改正規定、第15条中草津市立長寿の郷ロクハ荘条例第10条第2項の改正規定および同条例別表の改正規定（「第2条」を「第2条第1号」に改める部分に限る。）、第16条中草津市立なごみの郷条例第8条第2項の改正規定および同条例別表の改正規定（「第2条」を「第2条第1号」に改める部分に限る。）、第17条中草津市立障害者福祉センター条例第10条第2項の改正規定、第20条中草津市立市民交流プラザ条例第6条第2項の改正規定、第21条中草津市都市公園条例第14条、第15条第4項、第17条第1項および別表第2(1)水泳プールの表の改正規定、同条例別表第2(4)草津グリーンスタジアムの表の改正規定（「（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者をいう。）」を削る部分に限る。）ならびに同条例別表第2(5)水生植物公園みずの森の表の改正規定ならびに第22条の規定 公布の日

(2) 第2条中草津市手数料条例別表第15項第2号および第3号、第16項第1号から第3号まで、第5号および第6号、第33項、第35項ならびに第42項の改正規定ならびに同項の次に1項を加える改正規定、第14条中草津市立人権センター条例第3条の改正規定、第19条の規定、第21条中草津市都市公園条例別表第2(3)テニスコートの表の改正規定ならびに同条例別表第2(4)草津グリーンスタジアムの表（「（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者をいう。）」を削る部分を除く。）の改正規定 平成26年4月1日（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の草津市立まちづくりセンター条例の規定、第3条の規定による改正後の草津市立公民館条例の規定、第4条の規定による改正後の草津市立図書館設置条例の規定、第5条の規定による改正後の草津市立草津アマカホール条例の規定、第7条の規定による改正後の草津市立サンサンホール条例の規定、第8条の規定による改正後の草津市立教育集会所設置条例の規定、第9条の規定による改正後の草津市まちなか交流施設設置条例の規定、第10条の規定による改正後の草津市立社会体育施設条例の規定、第13条の規定による改正後の草津市立隣保館条例の規定、第14条の規定による改正後の草津市立人権センター条例の規定、第15条の規定による改正後の草津市立長寿の郷ロクハ荘条例の規定、第16条の規定による改正後の草津市立なごみの郷条例の規定、第17条の規定による改正後の草津市立障害者福祉センター条例の規定、第18条の規定による改正後の草津市営火葬場条例の規定、第19条の規定による改正後の草津市漁港等管理条例の規定、第20条の規定による改正後の草津市立市民交流プラザ条例の規定および第21条の規定による改正後の草津市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日（以



下「施行日」という。)以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の草津市手数料条例(以下「新手数料条例」という。)別表第15項、第16項、第33項、第35項および第43項の規定は、付則第1項第2号に定める日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

4 新手数料条例別表第7項の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例  
草津市立公民館条例の一部改正（第3条関係） 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例																																						
<p>第1条～第5条 (略) (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。</p> <p>第7条 (略) (使用料の減免)</p> <p>第8条 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。</u> (使用料の返還)</p> <p>第9条 <u>既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。</u></p> <p>第10条 (略) (委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、<u>規則および教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表第1 (第2条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">時間</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">午後</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">午前</th> <th style="width: 25%;">13時から17時まで</th> <th style="width: 15%;">17時から21時まで</th> <th style="width: 15%;">17時から21時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td style="text-align: center;">1,200円</td> <td style="text-align: center;">1,400円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td>その他の部屋</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">600円</td> <td style="text-align: center;">600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	区分	時間		午後		午前	13時から17時まで	17時から21時まで	17時から21時まで	大会議室	1,200円	1,400円	1,800円	1,800円	その他の部屋	400円	500円	600円	600円	<p>第1条～第5条 (略) (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。</p> <p>第7条 (略) (使用料の減免)</p> <p>第8条 <u>使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、または免除することができる。</u> (使用料の返還)</p> <p>第9条 <u>既に納入された使用料は、返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部または一部を返還することができる。</u></p> <p>第10条 (略) (委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表第1 (第3条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">時間</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">午後</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">午前</th> <th style="width: 25%;">13時から17時まで</th> <th style="width: 15%;">17時から21時まで</th> <th style="width: 15%;">17時から21時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,100円</td> <td style="text-align: center;">1,600円</td> <td style="text-align: center;">1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他の部屋</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">600円</td> <td style="text-align: center;">600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	区分	時間		午後		午前	13時から17時まで	17時から21時まで	17時から21時まで	大会議室	1,000円	1,100円	1,600円	1,600円	その他の部屋	300円	400円	600円	600円
区分		時間		午後																																			
	午前	13時から17時まで	17時から21時まで	17時から21時まで																																			
大会議室	1,200円	1,400円	1,800円	1,800円																																			
その他の部屋	400円	500円	600円	600円																																			
区分	時間		午後																																				
	午前	13時から17時まで	17時から21時まで	17時から21時まで																																			
大会議室	1,000円	1,100円	1,600円	1,600円																																			
その他の部屋	300円	400円	600円	600円																																			

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例  
草津市立図書館設置条例の一部改正（第4条関係） 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
<p>第1条～第3条 (略) (使用許可)</p> <p>第4条 <u>会議室または大会議室(以下「会議室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、会議室等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</u> (使用許可の制限)</p> <p>第5条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しないものとする。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</u> (2) <u>営利を目的とする事業その他これに類するものと認めるとき。</u> (3) <u>特定の政党、党派または宗教を支持し、宣伝し、または反対すると認めるとき。</u> (4) <u>集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</u> (5) <u>その他管理上支障があると認めるとき。</u> (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 <u>教育委員会は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。</u></p> <p>(1) <u>この条例またはこの条例に基づく規則もしくは教育委員会規則に違反したとき。</u> (2) <u>許可の条件に違反したとき。</u> (3) <u>偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。</u> (4) <u>その他教育委員会が使用を不相当と認めたととき。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p>

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例  
 草津市立図書館設置条例の一部改正（第4条関係） 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例																				
<p>2 <u>市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。</u>  <u>(使用料)</u></p> <p>第7条 <u>使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。</u></p> <p>3 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</u>  <u>(損害賠償)</u></p> <p>第8条 <u>使用者は、その使用に際し、自己の責に帰すべき理由により施設または付属設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。</u>  <u>(委任)</u></p> <p>第9条 <u>この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則および教育委員会規則で定める。</u></p> <p><u>別表（第7条第1項関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 25%;">午前</th> <th style="width: 25%;">午後</th> <th style="width: 35%;">全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10時から12時30分 まで</td> <td>13時から18時まで</td> <td>10時から18時まで</td> </tr> <tr> <td>会議室1</td> <td>円 700</td> <td>円 1,400</td> <td>円 2,100</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>3,100</td> <td>6,100</td> <td>9,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	区分	午前	午後	全日		10時から12時30分 まで	13時から18時まで	10時から18時まで	会議室1	円 700	円 1,400	円 2,100	会議室2	1,000	2,000	3,000	大会議室	3,100	6,100	9,200	<p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第4条 <u>この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>
区分	午前	午後	全日																		
	10時から12時30分 まで	13時から18時まで	10時から18時まで																		
会議室1	円 700	円 1,400	円 2,100																		
会議室2	1,000	2,000	3,000																		
大会議室	3,100	6,100	9,200																		

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例  
 草津市立図書館設置条例の一部改正（第4条関係） 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
<p>1 <u>使用者（市内に勤務する者を除く。）の住所（法人または権利能力のない社団もしくは財団が市内に事務所または事業所を有する場合は、それらの所在地をいう。）が本市以外であるときは、この表に掲げる使用料の5割に相当する額を加算する。</u></p> <p>2 <u>使用者がこの表に掲げる使用時間の区分を超えて会議室等を使用する場合の使用料は、1時間につきその直前の使用時間の区分に係る使用料の3割に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数は、これを切り上げる。</u></p> <p>3 <u>この表に定めるところにより算定した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、これを切り捨てる。</u></p>	

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例  
草津市立草津アマカホール条例の一部改正（第5条関係） 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
<p>第1条～第4条 (略) (開館時間等)</p> <p>第5条 アミカホールの開館時間および休館日は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>第6条～第6条の2 (略) (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。</p> <p>(1) この条例またはこの条例に基づく<u>規則</u>もしくは<u>教育委員会規則</u>に違反したとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 (使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。</p> <p>4 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>第9条 (略) (委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>および<u>教育委員会</u></p>	<p>第1条～第4条 (略) (開館時間等)</p> <p>第5条 アミカホールの開館時間および休館日は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>第6条～第6条の2 (略) (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。</p> <p>(1) この条例またはこの条例に基づく<u>規則</u>に違反したとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 (使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。</p> <p>4 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>第9条 (略) (委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定め</p>

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例  
 草津市立草津アマカホール条例の一部改正（第5条関係） 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )

旧 条 例

規則で定める。

る。

別表（第8条第1項関係）

別表（第8条第1項関係）

使用区分 使用施設		午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	全日
		9時から 12時ま で	13時か ら17時 まで	18時か ら21時 30分ま で	9時から 17時ま で	13時か ら21時 30分ま で	9時から 21時30 分まで
ホール	平日	円 12,000	円 16,000	円 18,200	円 28,000	円 34,200	円 46,200
	土曜日・日 曜日・祝日	18,000	24,000	27,300	42,000	51,300	69,300
リハーサ ル室	平日	1,100	1,400	1,600	2,500	3,000	4,100
	土曜日・日 曜日・祝日	1,600	2,100	2,400	3,700	4,500	6,100
文化 教室 I	平日	1,600	2,100	2,400	3,700	4,500	6,100
	土曜日・日 曜日・祝日	1,600	2,100	2,400	3,700	4,500	6,100
文化 教室 II	平日	2,000	2,600	3,000	4,600	5,600	7,600
	土曜日・日 曜日・祝日	2,000	2,600	3,000	4,600	5,600	7,600
研修 室	平日	2,800	3,700	4,200	6,500	7,900	10,700
	土曜日・日 曜日・祝日	2,800	3,700	4,200	6,500	7,900	10,700

備考 (略)

使用区分 使用施設		午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	全日
		9時から 12時ま で	13時か ら17時 まで	18時か ら21時 30分ま で	9時から 17時ま で	13時か ら21時 30分ま で	9時から 21時30 分まで
ホール	平日	円 9,500	円 12,700	円 14,400	円 22,200	円 27,100	円 36,600
	土曜日・日 曜日・祝日	13,600	18,100	21,000	31,700	39,100	52,700
リハーサ ル室	平日	900	1,200	1,300	2,100	2,500	3,400
	土曜日・日 曜日・祝日	1,400	1,800	2,000	3,200	3,800	5,200
文化 教室 I	平日	1,400	1,900	2,200	3,300	4,100	5,500
	土曜日・日 曜日・祝日	1,400	1,900	2,200	3,300	4,100	5,500
文化 教室 II	平日	1,400	1,900	2,200	3,300	4,100	5,500
	土曜日・日 曜日・祝日	1,400	1,900	2,200	3,300	4,100	5,500
研修 室	平日	2,300	2,900	3,400	5,200	6,300	8,600
	土曜日・日 曜日・祝日	2,300	2,900	3,400	5,200	6,300	8,600

備考 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例  
草津市立草津アミカホール条例の一部を改正する条例の一部改正（第6条関係）

新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
<p>草津市立草津アミカホール条例(平成3年草津市条例第34号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 指定管理者は、<u>市長</u>の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、または免除することができる。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>草津市立草津アミカホール条例(平成3年草津市条例第34号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 指定管理者は、<u>教育委員会</u>の承認を得て定める基準により、利用料金を減免することができる。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(略)</p>



草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例  
草津市立教育集会所設置条例の一部改正（第8条関係） 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
<p>第1条～第7条 (略) (使用料)</p> <p>第8条 集会所の使用料は、別表第2のとおりとする。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。</u> (使用料の納付)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</u></p> <p>第10条 (略) (使用許可の変更、停止および取消し)</p> <p>第11条 次の各号の一に該当するときは、委員会は、その使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が、<u>条例または規則もしくは教育委員会規則</u>もしくは指示に違反したとき。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 前項第1号および第2号の場合において当該許可の変更、停止または取消しを受けた者に生じた損害については、<u>市は賠償の責めを負わない。</u></p> <p>第12条～第13条 (略) (委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則および教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表第1 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略) (使用料)</p> <p>第8条 集会所の使用料は、別表第2のとおりとする。<u>ただし、委員会が、規則で定めるものについては、使用料を徴収しない。</u></p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、委員会が、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</u></p> <p>第10条 (略) (使用許可の変更、停止および取消し)</p> <p>第11条 次の各号の一に該当するときは、委員会は、その使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が、<u>条例または規則</u>もしくは指示に違反したとき。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 前項第1号および第2号の場合において当該許可の変更、停止または取消しを受けた者に生じた損害については、<u>委員会は賠償の責めを負わない。</u></p> <p>第12条～第13条 (略) (規則への委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。</p> <p>別表第1 (略)</p>

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例  
 草津市立教育集会所設置条例の一部改正（第8条関係） 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )							旧 条 例						
別表第2（第8条関係）							別表第2（第8条関係）						
区分	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	全日	時間 區別	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで		9時から 21時30分 まで					
会議室(床 面積が40 平方メートル 以下のもの)	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,600円	集会室	300円	400円	600円	700円	1,000円	1,300円
会議室(床 面積が40 平方メートル を超え80 平方メートル 以下のもの)	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円	2,800円							
会議室(床 面積が80 平方メートル を超える もの)	1,300円	1,700円	2,200円	3,000円	3,900円	5,200円							
調理室	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,600円							
備考 付帯設備を使用したときの経費は、別に市長が定める額をそのつど徴収する。							備考 冷暖房その他の付帯設備を使用したときの経費は、別に委員会 が定める額をそのつど徴収する。						

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例  
 草津市立社会体育施設条例の一部改正（第10条関係） 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
<p>第1条～第3条 (略) (開館時間等)</p> <p>第4条 体育施設の開館時間および休館日は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>第5条～第6条 (略) (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) この条例またはこの条例に基づく<u>規則</u>もしくは<u>教育委員会規則</u>に違反したとき。</p> <p>2 (略) (使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表第2に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、特別の理由があると認めるときは、使用料を<u>減額</u>し、または<u>免除</u>することができる。</p> <p>3 (略) (使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (開館時間等)</p> <p>第4条 体育施設の開館時間および休館日は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>第5条～第6条 (略) (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) この条例またはこの条例に基づく<u>規則</u>に違反したとき。</p> <p>2 (略) (使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表第2に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、特別の理由があると認めるときは、使用料を<u>減免</u>することができる。</p> <p>3 (略) (使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。</p> <p>3 (略)</p>

**草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例**  
**草津市立社会体育施設条例の一部改正（第10条関係）** **新旧対照表**

新 条 例 ( 案 )				旧 条 例																							
<p>4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、または免除することができる。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第11条～第12条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則および教育委員会規則で定める。</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第8条第1項、第10条第2項関係)</p> <p>(1) 施設使用料</p>				<p>4. 指定管理者は、教育委員会の承認を得て定める基準により、利用料金を減免することができる。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第11条～第12条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第13条. この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第8条第1項、第10条第2項関係)</p>																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">午前</th> <th style="width: 15%;">午後</th> <th style="width: 15%;">夜間</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>8時から12時まで</td> <td>12時30分から17時まで</td> <td>17時から21時30分まで (草津市立三ヶ池運動公園を除く。草津市立ふれあい運動場、草津市立志津運動公園および草津市立野村運動公園が「ラクト」については17時から21時まで)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	午前	午後	夜間	備考		8時から12時まで	12時30分から17時まで	17時から21時30分まで (草津市立三ヶ池運動公園を除く。草津市立ふれあい運動場、草津市立志津運動公園および草津市立野村運動公園が「ラクト」については17時から21時まで)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">午前</th> <th style="width: 15%;">午後</th> <th style="width: 15%;">夜間</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>9時から12時まで</td> <td>12時30分から17時まで</td> <td>17時から21時30分まで (草津市立三ヶ池運動公園を除く。草津市立ふれあい運動場、草津市立志津運動公園および草津市立野村運動公園が「ラクト」については17時から21時まで)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	午前	午後	夜間	備考		9時から12時まで	12時30分から17時まで	17時から21時30分まで (草津市立三ヶ池運動公園を除く。草津市立ふれあい運動場、草津市立志津運動公園および草津市立野村運動公園が「ラクト」については17時から21時まで)	
区分	午前	午後	夜間	備考																							
	8時から12時まで	12時30分から17時まで	17時から21時30分まで (草津市立三ヶ池運動公園を除く。草津市立ふれあい運動場、草津市立志津運動公園および草津市立野村運動公園が「ラクト」については17時から21時まで)																								
区分	午前	午後	夜間	備考																							
	9時から12時まで	12時30分から17時まで	17時から21時30分まで (草津市立三ヶ池運動公園を除く。草津市立ふれあい運動場、草津市立志津運動公園および草津市立野村運動公園が「ラクト」については17時から21時まで)																								
草津市立総合体育館	専用使用	体育室		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">平日</th> <th style="width: 15%;">土曜日・日曜日・祝日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,600円 または 2,200円/時 間</td> <td>9,900円 または 3,400円/時 間</td> </tr> </tbody> </table>	平日	土曜日・日曜日・祝日	3,600円 または 2,200円/時 間	9,900円 または 3,400円/時 間																			
平日	土曜日・日曜日・祝日																										
3,600円 または 2,200円/時 間	9,900円 または 3,400円/時 間																										
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">平日</th> <th style="width: 15%;">土曜日・日曜日・祝日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,600円 または 2,200円/時 間</td> <td>9,900円 または 3,400円/時 間</td> </tr> </tbody> </table>	平日	土曜日・日曜日・祝日	3,600円 または 2,200円/時 間	9,900円 または 3,400円/時 間																			
平日	土曜日・日曜日・祝日																										
3,600円 または 2,200円/時 間	9,900円 または 3,400円/時 間																										
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">平日</th> <th style="width: 15%;">土曜日・日曜日・祝日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,600円 または 2,200円/時 間</td> <td>9,900円 または 3,400円/時 間</td> </tr> </tbody> </table>	平日	土曜日・日曜日・祝日	3,600円 または 2,200円/時 間	9,900円 または 3,400円/時 間																			
平日	土曜日・日曜日・祝日																										
3,600円 または 2,200円/時 間	9,900円 または 3,400円/時 間																										
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">平日</th> <th style="width: 15%;">土曜日・日曜日・祝日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,600円 または 2,200円/時 間</td> <td>9,900円 または 3,400円/時 間</td> </tr> </tbody> </table>	平日	土曜日・日曜日・祝日	3,600円 または 2,200円/時 間	9,900円 または 3,400円/時 間																			
平日	土曜日・日曜日・祝日																										
3,600円 または 2,200円/時 間	9,900円 または 3,400円/時 間																										

**草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例**  
**草津市立社会体育施設条例の一部改正（第10条関係） 新旧対照表**

新 条 例 ( 案 )						旧 条 例							
					の4分の1以下を使用する場合には、それぞれの使用料の4分の1に相当する額とする。						の4分の1以下を使用する場合には、それぞれの使用料の4分の1に相当する額とする。		
	柔剣道場(道場別)	平日	900円 または 400円/時間	1,400円 または 400円/時間	1,800円 または 400円/時間		柔剣道場(道場別)	平日	900円 または 400円/時間	1,400円 または 400円/時間	1,800円 または 400円/時間		
		土曜日・日曜日・祝日	1,400円 または 500円/時間	2,100円 または 500円/時間	2,800円 または 700円/時間			土曜日・日曜日・祝日	1,400円 または 500円/時間	2,100円 または 500円/時間	2,800円 または 700円/時間		
	会議室1		1,100円	1,600円	2,000円		会議室1		800円	1,200円	1,600円		
	会議室2		2,600円	3,800円	4,800円		会議室2		2,000円	3,000円	3,900円		
個人使用	各室		大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間				個人使用	各室	大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間				
草津市立野村運動公園	専用使用	グランド(1面につき)	平日	900円 または 400円/時間	1,400円 または 400円/時間	800円 または 200円/時間	グランドの2分の1使用を1面とする。 夜間はグランドの4分の1使用を1面とする。	平日	900円 または 400円/時間	1,400円 または 400円/時間	800円 または 200円/時間	グランドの2分の1使用を1面とする。 夜間はグランドの4分の1使用を1面とする。	
			土曜日・日曜日・祝日	1,400円 または 500円/時間	2,100円 または 500円/時間	1,200円 または 300円/時間		土曜日・日曜日・祝日	1,400円 または 500円/時間	2,100円 または 500円/時間	1,200円 または 300円/時間		
		コート(1面につき)	平日	500円 または 200円/時間	700円 または 200円/時間	900円 または 200円/時間		平日	500円 または 200円/時間	700円 または 200円/時間	900円 または 200円/時間		
			土曜日・日曜日・祝日	700円 または 300円/時間	1,000円 または 300円/時間	1,300円 または 300円/時間	土曜日・日曜日・祝日	700円 または 300円/時間	1,000円 または 300円/時間	1,300円 または 300円/時間			
草津市民体育館	体育室	平日	3,400円 または 1,200円/時間	5,100円 または 1,200円/時間	8,600円 または 1,500円/時間	777面積の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合には、それぞれの使用料の2分	草津市民体育館	体育室	平日	3,400円 または 1,200円/時間	5,100円 または 1,200円/時間	8,600円 または 1,500円/時間	777面積の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合には、それぞれの使用料の2分

**草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例**  
**草津市立社会体育施設条例の一部改正（第10条関係）**      **新旧対照表**

新 条 例      ( 案 )					旧 条 例				
				土曜日・日曜日・祝日	5,200円 または 1,800円/時間	7,800円 または 1,800円/時間	10,100円 または 2,300円/時間	の1に相当する額、7㎡面積の3分の1以下を使用する場合にあっては、それぞれの使用料の3分の1に相当する額とする。	
個人 使用				各室	大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間				
草津市立志津運動公園	専用 使用	グランド	平日	900円 または 400円/時間	1,400円 または 400円/時間	1,600円 または 400円/時間			
			土曜日・日曜日・祝日	1,400円 または 500円/時間	2,100円 または 500円/時間	2,400円 または 500円/時間			
草津市立ふれあい運動場	専用 使用	グランド	平日	700円 または 300円/時間	1,000円 または 300円/時間	1,200円 または 300円/時間			
			土曜日・日曜日・祝日	1,100円 または 400円/時間	1,600円 または 400円/時間	1,800円 または 500円/時間			
草津市立ふれあい体育館	専用 使用	体育室	平日	1,400円 または 500円/時間	2,100円 または 500円/時間	2,700円 または 500円/時間	7㎡面積の2分の1に相当する面積以下を使用する場合にあっては、それぞれの使用料の2分の1に相当する額とする。		
			土曜日・日曜日・祝日	2,200円 または 800円/時間	3,300円 または 800円/時間	4,300円 または 1,000円/時間			
個人 使用				体育室	大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間				
草津市立志津運動公園	専用 使用	グランド	平日	900円 または 400円/時間	1,400円 または 400円/時間	1,600円 または 400円/時間			
			土曜日・日曜日・祝日	1,400円 または 500円/時間	2,100円 または 500円/時間	2,400円 または 500円/時間			
草津市立ふれあい運動場	専用 使用	グランド	平日	700円 または 300円/時間	1,000円 または 300円/時間	1,200円 または 300円/時間			
			土曜日・日曜日・祝日	1,100円 または 400円/時間	1,600円 または 400円/時間	1,800円 または 500円/時間			
草津市立ふれあい体育館	専用 使用	体育室	平日	1,400円 または 500円/時間	2,100円 または 500円/時間	2,700円 または 500円/時間	7㎡面積の2分の1に相当する面積以下を使用する場合にあっては、それぞれの使用料の2分の1に相当する額とする。		
			土曜日・日曜日・祝日	2,200円 または 800円/時間	3,300円 または 800円/時間	4,300円 または 1,000円/時間			
個人 使用				体育室	大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間				

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例  
 草津市立社会体育施設条例の一部改正（第10条関係） 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )							旧 条 例							
草津市立武道館	専用使用 武道場(トレーニング室を含む)	平日	4,700円 または 1,600円/時間	7,100円 または 1,600円/時間	9,200円 または 2,100円/時間	7㎡面積の2分の1に相当する面積以下を使用する場合には、それぞれの使用料の2分の1に相当する額とする。	草津市立武道館	平日	4,700円 または 1,600円/時間	7,100円 または 1,600円/時間	9,200円 または 2,100円/時間	7㎡面積の2分の1に相当する面積以下を使用する場合には、それぞれの使用料の2分の1に相当する額とする。		
			7,100円 または 2,400円/時間	10,700円 または 2,400円/時間	13,800円 または 3,100円/時間				7,100円 または 2,400円/時間	10,700円 または 2,400円/時間	13,800円 または 3,100円/時間			
		土曜日・日曜日・祝日	7,100円 または 2,400円/時間	10,700円 または 2,400円/時間	13,800円 または 3,100円/時間			7,100円 または 2,400円/時間	10,700円 または 2,400円/時間	13,800円 または 3,100円/時間	7,100円 または 2,400円/時間		10,700円 または 2,400円/時間	13,800円 または 3,100円/時間
			10,700円 または 2,400円/時間	13,800円 または 3,100円/時間	17,900円 または 3,100円/時間			10,700円 または 2,400円/時間	13,800円 または 3,100円/時間	17,900円 または 3,100円/時間				
	武道場(トレーニング室を含まない)	平日	3,100円 または 1,100円/時間	4,700円 または 1,100円/時間	6,100円 または 1,400円/時間	草津市立武道館	平日	3,100円 または 1,100円/時間	4,700円 または 1,100円/時間	6,100円 または 1,400円/時間	草津市立武道館			
			4,700円 または 1,600円/時間	7,100円 または 1,600円/時間	9,200円 または 2,100円/時間			4,700円 または 1,600円/時間	7,100円 または 1,600円/時間	9,200円 または 2,100円/時間				
		土曜日・日曜日・祝日	4,700円 または 1,600円/時間	7,100円 または 1,600円/時間	9,200円 または 2,100円/時間		4,700円 または 1,600円/時間	7,100円 または 1,600円/時間	9,200円 または 2,100円/時間	4,700円 または 1,600円/時間		7,100円 または 1,600円/時間	9,200円 または 2,100円/時間	
			7,100円 または 2,400円/時間	10,700円 または 2,400円/時間	13,800円 または 3,100円/時間		7,100円 または 2,400円/時間	10,700円 または 2,400円/時間	13,800円 または 3,100円/時間					
	トレーニング室	平日	1,600円 または 600円/時間	2,400円 または 600円/時間	3,100円 または 700円/時間	草津市立武道館	平日	1,600円 または 600円/時間	2,400円 または 600円/時間	3,100円 または 700円/時間	草津市立武道館			
			2,400円 または 800円/時間	3,600円 または 800円/時間	4,700円 または 1,100円/時間			2,400円 または 800円/時間	3,600円 または 800円/時間	4,700円 または 1,100円/時間				
		土曜日・日曜日・祝日	2,400円 または 800円/時間	3,600円 または 800円/時間	4,700円 または 1,100円/時間		2,400円 または 800円/時間	3,600円 または 800円/時間	4,700円 または 1,100円/時間	2,400円 または 800円/時間		3,600円 または 800円/時間	4,700円 または 1,100円/時間	
			3,600円 または 1,100円/時間	4,700円 または 1,100円/時間	5,800円 または 1,400円/時間		3,600円 または 1,100円/時間	4,700円 または 1,100円/時間	5,800円 または 1,400円/時間					
相換場	平日	400円 または 200円/時間	700円 または 200円/時間	900円 または 200円/時間	草津市立武道館	平日	400円 または 200円/時間	700円 または 200円/時間	900円 または 200円/時間	草津市立武道館				
		600円 または 300円/時間	1,100円 または 300円/時間	1,400円 または 400円/時間			600円 または 300円/時間	1,100円 または 300円/時間	1,400円 または 400円/時間					
	土曜日・日曜日・祝日	600円 または 300円/時間	1,100円 または 300円/時間	1,400円 または 400円/時間		600円 または 300円/時間	1,100円 または 300円/時間	1,400円 または 400円/時間	600円 または 300円/時間		1,100円 または 300円/時間	1,400円 または 400円/時間		
		1,100円 または 300円/時間	1,400円 または 400円/時間	1,700円 または 400円/時間		1,100円 または 300円/時間	1,400円 または 400円/時間	1,700円 または 400円/時間						

**草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例**  
**草津市立社会体育施設条例の一部改正（第10条関係） 新旧対照表**

新 条 例 ( 案 )					旧 条 例					
		研修室	1,300円	2,000円	2,500円	77㎡面積の2分の1に相当する面積以下を使用する場合に於ては、それぞれの使用料の2分の1に相当する額とする。				77㎡面積の2分の1に相当する面積以下を使用する場合に於ては、それぞれの使用料の2分の1に相当する額とする。
	個人使用	各室	大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間							
草津市立三ツ池運動公園	専用使用	クワット（1面につき）	平日	2,700円 または 900円/時間	4,100円 または 900円/時間	クワットの2分の1使用を1面とする。	平日	2,700円 または 900円/時間	4,100円 または 900円/時間	クワットの2分の1使用を1面とする。
			土曜日・日曜日・祝日	4,100円 または 1,400円/時間	5,100円 または 1,400円/時間		土曜日・日曜日・祝日	4,100円 または 1,400円/時間	5,100円 または 1,400円/時間	

**備考.**

1～3 (略)

4 個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）およびその者を介護する者（当該その者1人につき1人に限る。）は、無料とする。

5～10 (略)

**(2) 冷暖房使用料および電灯使用料**

区分	午前	午後	夜間
	9時から12時まで	12時30分から17時まで	17時から21時30分まで (草津市立とれあい運動場、草津市立社会体育施設運動公園および草津市立)

**備考**

1～3 (略)

4 個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者をいう。）およびその者を介護する者（当該その者1人につき1人に限る。）は、無料とする。

5～10 (略)



**草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例**  
**草津市立社会体育施設条例の一部改正（第10条関係）** **新旧対照表**

	新 条 例	( 案 )			旧 条 例				
遊 戯 場 使 用 料				野村運動公園グラウンド については17時から21 時まで)					
			草津市立 武道館	武道場(トニ グ'庭を含ま ぬ。)	3,300円 または 600円/30分	5,000円 または 600円/30分	5,000円 または 600円/30分		
				武道場(トニ グ'庭を含ま ない。)	2,200円 または 400円/30分	3,300円 または 400円/30分	3,300円 または 400円/30分		
				ルーング'庭	1,100円 または 200円/30分	1,700円 または 200円/30分	1,700円 または 200円/30分		
				相撲場	300円 または 100円/30分	500円 または 100円/30分	500円 または 100円/30分		
			電 灯 使 用 料			草津市立 総合体育 館	体育室	1灯30分につき 20円	
						草津市立 野村運動 公園	グラウンド	全点灯30分につき 400円	
							コート	1面30分につき 160円	
							体育室	1灯30分につき 20円	
						草津市立 南冷運動 公園	グラウンド	全点灯30分につき 700円	
草津市立 とれあい 運動場	グラウンド	全点灯30分につき 500円 2分の1点灯30分につき 250円							
草津市立 とれあい 体育館	体育室	1灯30分につき 20円							
草津市立 武道館	武道場	30分につき 100円							
	ルーング'庭	30分につき 50円							
	相撲場	30分につき 25円							
<p><b>備考</b> 専用使用の場合において、使用者がこの表に掲げる使用時間の  <u>区分外に冷暖房および電灯を使用する場合の使用料は、30分に          つき当該使用料の30分当たりの額とする。この場合において、          30分未満の端数は、これを切り上げる。</u></p>									

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例  
 草津市立草津宿街道交流館条例の一部改正（第11条関係） 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例																								
<p>第1条～第3条 (略) (観覧料等)</p> <p>第4条 街道交流館において展示および体験コーナーを観覧しようとする者は、別表に掲げる観覧料を前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 特別展示を開催した場合、特別展示を観覧しようとする者は、前項の観覧料とは別に、500円を超えない範囲内において<u>市長</u>が定める額の特別観覧料を前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>市長</u>は、特別な理由があると認めるときは、観覧料もしくは特別観覧料（以下「観覧料等」という。）を減額し、または免除することができる。</p> <p>4 既納の観覧料等については、還付しない。ただし、<u>市長</u>が特別な理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>第5条 (略) (委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>および<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">観覧料(1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第2条第1号</u>に規定する者をいう。）およびその者を介</p>	区分	観覧料(1人1回につき)				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第1条～第3条 (略) (観覧料等)</p> <p>第4条 街道交流館において展示および体験コーナーを観覧しようとする者は、別表に掲げる観覧料を前納しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 特別展示を開催した場合、特別展示を観覧しようとする者は、前項の観覧料とは別に、500円を超えない範囲内において<u>教育委員会</u>が定める額の特別観覧料を前納しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、特別な理由があると認めるときは、観覧料もしくは特別観覧料（以下「観覧料等」という。）を減額し、または免除することができる。</p> <p>4 既納の観覧料等については、還付しない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別な理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>第5条 (略) (委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">観覧料(1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第2条</u>に規定する者をいう。）およびその者を介護する</p>	区分	観覧料(1人1回につき)				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区分	観覧料(1人1回につき)																								
	(略)	(略)	(略)																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
区分	観覧料(1人1回につき)																								
	(略)	(略)	(略)																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例  
草津市史跡草津宿本陣条例の一部改正（第12条関係） 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例																								
<p>第1条～第3条 (略) (入館料)</p> <p>第4条 本陣に入館しようとする者は、別表に掲げる入館料を前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (入館料の減免)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減額し、または免除することができる。 (入館料の還付)</p> <p>第6条 既納の入館料は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>第7条～第8条 (略) (委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則および教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">入館料(1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第2条第1号</u>に規定する者をいう。）およびその者を介護する者（当該その者1人につき1人に限る。）は、無料とする。</p> <p>2～3 (略)</p>	区分	入館料(1人1回につき)				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第1条～第3条 (略) (入館料)</p> <p>第4条 本陣に入館しようとする者は、別表に掲げる入館料を前納しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (入館料の減免)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減額し、または免除することができる。 (入館料の還付)</p> <p>第6条 既納の入館料は、還付しない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>第7条～第8条 (略) (委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">入館料(1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第2条</u>に規定する者をいう。）およびその者を介護する者（当該その者1人につき1人に限る。）は、無料とする。</p> <p>2～3 (略)</p>	区分	入館料(1人1回につき)				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区分	入館料(1人1回につき)																								
	(略)	(略)	(略)																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
区分	入館料(1人1回につき)																								
	(略)	(略)	(略)																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						

議第6号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るに  
つき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月20日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し  
出るにつき議決を求めることについて

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定  
に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(略)

別表第2草津市中学校スクールランチ検討委員会の項を削る。

別表第2草津市立小・中学校校名等選定委員会の項の次に次のように加える。

草津市小・中学校結 核対策委員会	小・中学校の結核管理方針についての調査審議に関する 事務	4人以内
---------------------	---------------------------------	------

(略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条に1項を加える改正規定、第3条第1項および第4条の改正規定、別表第1草津市バリアフリー基本構想策定協議会の項の次に1項を加える改正規定、別表第2草津市立小・中学校校名等選定委員会の項の次に1項を加える改正規定ならびに別表第2の次に1表を加える改正規定ならびに次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

草津市附属機関設置条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例																														
<p>第1条～第2条 (略) (組織)</p> <p>第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2および別表第3の定数の欄に掲げるとおりとする。 (略)</p> <p>別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担 任 事 務</th> <th style="text-align: center;">定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>草津市立小・中学校校名等選定委員会</td> <td>小・中学校の校名、校章または校歌の選定についての審査に関する事務</td> <td>20人以内</td> </tr> <tr> <td>草津市小・中学校結核対策委員会</td> <td>小・中学校の結核管理方針についての調査審議に関する事務</td> <td>4人以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条に1項を加える改正規定、第3条第1項および第4条の改正規定、別表第1草津市バリアフリー基本構想策定協議会の項の次に1項を加える改正規定、別表第2草津市立小・中学校校名等選定委員会の項の次に1項を加える改正規定ならびに別表第2の次に1表を加える改正規定ならびに次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	名称	担 任 事 務	定 数	(略)	(略)	(略)	草津市立小・中学校校名等選定委員会	小・中学校の校名、校章または校歌の選定についての審査に関する事務	20人以内	草津市小・中学校結核対策委員会	小・中学校の結核管理方針についての調査審議に関する事務	4人以内	(略)	(略)	(略)	<p>第1条～第2条 (略) (組織)</p> <p>第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1および別表第2の定数の欄に掲げるとおりとする。 (略)</p> <p>別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担 任 事 務</th> <th style="text-align: center;">定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>草津市立小・中学校校名等選定委員会</td> <td>小・中学校の校名、校章または校歌の選定についての審査に関する事務</td> <td>20人以内</td> </tr> <tr> <td>草津市中学校スクールランチ検討委員会</td> <td>中学校におけるスクールランチのあり方についての調査審議に関する事務</td> <td>10人以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担 任 事 務	定 数	(略)	(略)	(略)	草津市立小・中学校校名等選定委員会	小・中学校の校名、校章または校歌の選定についての審査に関する事務	20人以内	草津市中学校スクールランチ検討委員会	中学校におけるスクールランチのあり方についての調査審議に関する事務	10人以内	(略)	(略)	(略)
名称	担 任 事 務	定 数																													
(略)	(略)	(略)																													
草津市立小・中学校校名等選定委員会	小・中学校の校名、校章または校歌の選定についての審査に関する事務	20人以内																													
草津市小・中学校結核対策委員会	小・中学校の結核管理方針についての調査審議に関する事務	4人以内																													
(略)	(略)	(略)																													
名称	担 任 事 務	定 数																													
(略)	(略)	(略)																													
草津市立小・中学校校名等選定委員会	小・中学校の校名、校章または校歌の選定についての審査に関する事務	20人以内																													
草津市中学校スクールランチ検討委員会	中学校におけるスクールランチのあり方についての調査審議に関する事務	10人以内																													
(略)	(略)	(略)																													

## 草津市附属機関設置条例（抄）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

## 別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市教育振興基本計画策定委員会	草津市教育振興基本計画の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	11人以内
草津市教育委員会事務外部評価委員会	教育委員会事務の点検および評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	3人
草津市立小・中学校校名等選定委員会	小・中学校の校名、校章または校歌の選定についての審査に関する事務	20人以内
草津市中学校スクールランチ検討委員会	中学校におけるスクールランチのあり方についての調査審議に関する事務	10人以内
草津市障害児就学指導委員会	障害児の適切な就学を図るための施策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務および障害児の保護者との相談に関する事務	30人以内
草津市文化芸術機能等検討委員会	文化芸術およびまちづくり関係機能の方向性についての調査審議に関する事務	8人以内
草津市歴史資料収集審査会	歴史資料の収集に関する必要な事項についての審査に関する事務	3人以内



議第7号

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき  
議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月20日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出る  
につき議決を求めることについて

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

## 草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例

草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

### （設置）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条の規定による教育等を実施し、同法第22条の目的を実現するため、草津市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を設置する。

第4条第2項中「減免」を「減額し、または免除」に改め、同条に次の1項を加える。

3 就労支援型預かり保育（教育課程に係る教育時間の開始前および終了後ならびに幼稚園の学年始、夏季、冬季および学年末の休業日のうち教育委員会規則で定める日において、保護者の就労状況その他家庭の状況等を考慮して特に必要があると認められる園児に対し、当該園児の保護者の希望に応じて実施する保育をいう。）を実施する園において、当該就労支援型預かり保育を受ける園児の保護者から徴収する就労支援型預かり保育の保育料の額は、月額7,000円とする。ただし、利用日数が10日以下の月にあつては、日額400円とする。

第8条中「教育委員会が」を「規則および教育委員会規則で」に改める。

### 付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

草津市立幼稚園条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条の規定による教育等を実施し、同法第22条の目的を実現するため、草津市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)を設置する。</u></p> <p>第2条～第3条 (略)</p> <p>(保育料)</p> <p>第4条 幼稚園の保育料は、年額87,600円とする。ただし、月割にして分納することができる。</p> <p>2 年度途中の入園または年度途中の退園その他特別の事情がある場合においては、前項の保育料を減額し、または免除することができる。</p> <p>3 <u>就労支援型預かり保育(教育課程に係る教育時間の開始前および終了後ならびに幼稚園の学年始、夏季、冬季および学年末の休業日のうち教育委員会規則で定める日において、保護者の就労状況その他家庭の状況等を考慮して特に必要があると認められる園児に対し、当該園児の保護者の希望に応じて実施する保育をいう。)を実施する園において、当該就労支援型預かり保育を受ける園児の保護者から徴収する就労支援型預かり保育の保育料の額は、月額7,000円とする。ただし、利用日数が10日以下の月にあつては、日額400円とする。</u></p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、<u>規則および教育委員会規則で定める。</u></p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条および第23条の規定に基づき、本市に幼稚園を設置する。</u></p> <p>第2条～第3条 (略)</p> <p>(保育料)</p> <p>第4条 幼稚園の保育料は、年額87,600円とする。ただし、月割にして分納することができる。</p> <p>2 年度途中の入園または年度途中の退園その他特別の事情がある場合においては、前項の保育料を減免することができる。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

草津市立幼稚園条例（抄）

（設置）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条および第23条の規定に基づき、本市に幼稚園を設置する。

（管理）

第3条 幼稚園は、草津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（保育料）

第4条 幼稚園の保育料は、年額87,600円とする。ただし、月割にして分納することができる。

2 年度途中の入園または年度途中の退園その他特別の事情がある場合においては、前項の保育料を減免することができる。

（委任）

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

議第8号

草津市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成26年2月20日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に  
申し出るにつき議決を求めることについて

草津市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るに  
つき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条  
の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

草津市社会教育委員設置条例(昭和37年草津市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(委員の構成)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



草津市社会教育委員設置条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
<p>第1条 (略) (委員の構成)</p> <p>第2条 <u>委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>学校教育の関係者</u></p> <p>(2) <u>社会教育の関係者</u></p> <p>(3) <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p>(4) <u>学識経験を有する者</u></p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略) (委員の構成)</p> <p>第2条 <u>委員は法第15条第2項に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>第3条～第6条 (略)</p>

草津市社会教育委員設置条例（抄）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条の規定により、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委員の構成）

第2条 委員は法第15条第2項に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 委員の定数は20人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、欠員によつて補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

議第9号

草津市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月20日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

## 草津市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

草津市青少年問題協議会設置条例（昭和36年草津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「会長1人および委員25人」を「委員20人」に改め、同条第2項中「市長をもつて充てる」を「委員の互選により1人を選任する」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (4) 青少年の健全育成に関わる者

第3条第4項中「学識経験がある者として」を削る。

### 付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

草津市青少年問題協議会設置条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
<p>第1条～第2条 (略) (組織および会議)</p> <p>第3条 協議会は、<u>委員20人以内</u>で組織する。</p> <p>2 会長は、<u>委員の互選により1人</u>を選任する。</p> <p>3 <u>委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。</u></p> <p>(1) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(2) <u>学識経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>草津市市民参加条例(平成24年草津市条例第21号)第8条の公募により選考する市民</u></p> <p>(4) <u>青少年の健全育成に関わる者</u></p> <p>4 前項の規定により委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5～11 (略)</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第2条 (略) (組織および会議)</p> <p>第3条 協議会は、<u>会長1人および委員25人以内</u>で組織する。</p> <p>2 会長は、<u>市長をもつて充てる。</u></p> <p>3 <u>委員は、市議会議員、関係行政機関の職員および学識経験がある者のうちから、市長が任命または委嘱する。</u></p> <p>4 前項の規定により<u>学識経験がある者として委嘱された委員</u>の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5～11 (略)</p> <p>第4条～第5条 (略)</p>

草津市青少年問題協議会設置条例（抄）

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、草津市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織および会議）

第3条 協議会は、会長1人および委員25人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 委員は、市議会議員、関係行政機関の職員および学識経験がある者のうちから、市長が任命または委嘱する。
- 4 前項の規定により学識経験がある者として委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 会長は、会務を総理する。
- 7 協議会に副会長を1人置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 9 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 10 専門委員は、関係行政機関の職員および学識経験がある者のうちから市長が任命または委嘱する。
- 11 委員および専門委員は、非常勤とする。

議第10号

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月20日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎



草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例案に対する意見を市長  
に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例案に対する意見を市長に申し出る  
につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29  
条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

# 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 個々の責務（第3条―第9条）

第3章 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策（第10条―第13条）

第4章 自転車安全安心利用促進計画（第14条）

第5章 自転車安全安心利用促進委員会（第15条）

第6章 雑則（第16条）

## 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全な利用、自転車の盗難の防止および自転車の利用環境の整備についての個々の責務、施策等について規定することにより、自転車の安全で安心な利用の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2の自転車をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 自転車小売業者 市内において自転車の小売を業とする者をいう。
- (6) 自転車事故の保険等 自転車に起因する事故により生じた損害を填補するための保険をいう。
- (7) 地域交通安全活動推進委員 道路交通法第108条の29の地域交通安全活動推進委員をいう。

第2章 個々の責務

(市の責務)

第3条 市は、自転車利用者が自転車の安全な利用に必要な技能および知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 市は、自転車の盗難の防止を図るための環境の整備に努めなければならない。

3 市は、自転車の利用環境の整備に努めなければならない。

4 市は、前3項に規定する責務を果たすため、国、滋賀県、市民等と連携し、および協力するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の方法について理解を深め、自転車の安全で安心な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の安全な利用に関する法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の安全な利用に必要な技能および知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、適切な施錠等自転車の盗難を防止するための措置を講じなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その保護する子（15歳以下の者をいう。）に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する指導を行うよう努めなければならない。

(学校の責務)

第7条 市内の小学校および中学校（特別支援学校の小学部および中学部を含む。）は、その在籍する児童または生徒に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する教育を実施するよう努めなければならない。

2 市内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校および大学は、その在籍する生徒または学生に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その従業員および来訪者に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止を図るため、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

ない。

#### (自転車小売業者の責務)

第9条 自転車小売業者は、自転車の販売または点検もしくは整備を行うに当たっては、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の啓発を行うよう努めなければならない。

### 第3章 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策

#### (自転車安全安心利用教室)

第10条 市長は、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止を図るため、自転車安全安心利用教室を開催するものとする。

#### (道路環境の整備)

第11条 市長は、国、滋賀県および関係機関と連携し、歩行者、自転車、自動車等が安全に通ることができる道路環境の整備に努めなければならない。

#### (自転車安全安心利用指導員)

第12条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。

2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。

#### (自転車事故の保険等)

第13条 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体または財産の損害を填補することができるよう、自転車事故の保険等への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車利用者に対し、自転車事故の保険等への加入その他の必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

### 第4章 自転車安全安心利用促進計画

#### (自転車安全安心利用促進計画)

第14条 市長は、自転車の安全で安心な利用の促進を図るため、自転車安全安心利用促進計画を策定するものとする。

2 市長は、自転車安全安心利用促進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 前項の規定は、自転車安全安心利用促進計画の変更について準用する。

#### 第5章 自転車安全安心利用促進委員会

(自転車安全安心利用促進委員会)

第15条 市長は、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項を調査審議させるため、自転車安全安心利用促進委員会を設置するものとする。

2 自転車安全安心利用促進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 自転車安全安心利用促進計画の策定および変更(規則で定める軽微な変更を除く。)に関する事項

(2) 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策の評価に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項

3 自転車安全安心利用促進委員会は、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項について意見を述べることができる。

4 自転車安全安心利用促進委員会は、委員15人以内で組織する。

#### 第6章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(草津市附属機関設置条例の一部改正)

2 草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1草津市自転車安全利用検討委員会の項を削る。

議第11号

平成25年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を  
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月20日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

平成25年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき  
議決を求めることについて

平成25年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、  
本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

平成25年度草津市補正予算

(一般会計)

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説明
						国	債	
教育総務課	小学校費	学校建設費	小学校建設事業費 大規模改造費	12,301	356,494	国 債 諸 一	53,107 104,500 206 198,681	山田小学校大規模改造工事(工事監理、備品含む) 204,789 玉川小学校トイレ改修工事(工事監理含む) 78,106 南笠東小学校エレベータ棟増築工事(工事監理含む) 73,599 【繰越明許費】 志津小学校大規模改造工事(工事監理、備品含む) 玉川小学校トイレ改修工事(工事監理含む) 南笠東小学校エレベータ棟増築工事(工事監理含む) 南笠東小学校エレベータ棟増築工事実施設計 3,132 限度額 359,700
	中学校費	学校建設費	中学校建設事業費 大規模改造費	10,448	369,556	国 債 諸 一	68,908 135,700 243 164,705	執行残 $\Delta$ 1,400 新堂中学校大規模改造1期工事(工事監理、備品含む) 370,956 【繰越明許費】 新堂中学校大規模改造1期工事(工事監理、備品含む) 限度額 371,000
スポーツ保健課	保健体育費	体育施設費	社会体育施設管理運営費	400,027	$\Delta$ 55,028	国 国 債 繰 一	$\Delta$ 4,408 293,600 $\Delta$ 278,200 $\Delta$ 65,000 $\Delta$ 1,020	執行残および財源更正[地域の元気臨時交付金の充実に伴う]
	保健体育費	体育施設費	社会体育施設整備事業費	7,934	0	一	0	【繰越明許費】 (仮称)野村スポーツゾーン整備基本計画の策定支援業務 限度額 6,200
学校給食センター	保健体育費	保健体育総務費	学校給食センター特別会計 繰出金	236,812	$\Delta$ 10,549	一	$\Delta$ 10,549	給食センター 特別会計収支 $\Delta$ 10,549



平成25年度草津市補正予算

(一般会計)

(単位:千円)

文化財保護課	社会教育費	文化財保護費	文化財調査費 埋蔵文化財発掘調査費	7,000	△ 600	国 県 —	△300 △150 △150	執行残
	社会教育費	文化財保護費	開発関連遺跡調査費 宅地開発等関連遺跡発掘調査費	29,784	△ 7,530	諸	△7,530	執行残
	社会教育費	文化財保護費	史跡野路小野山遺跡保存整備費 史跡野路小野山製鉄遺跡整備費	1,624	△ 79	—	△79	執行残
	社会教育費	文化財保護費	文化財保護推進費 文化財保護推進費	5,038	△ 683	諸 —	△247 △436	執行残
	社会教育費	文化財保護費	文化財保護推進費 文化財普及啓発費	2,706	△ 215	諸 —	△150 △65	執行残
草津宿街道交流館	社会教育費	文化財保護費	史跡草津宿本陣管理運営費 史跡草津宿本陣管理 運営費	19,123	△79	— 使 県 諸	△309 △369 44 △63	執行残

平成25年度草津市補正予算

(一般会計)

(単位:千円)

草津宿街道交流館	社会教育費	文化財保護費	史跡草津宿本陣管理運営費 草津宿本陣歴史館「楽座」 整備費	37,707	△811	— 国 繰	△811 30,000 △30,000	執行残および財源更正〔地域の元気臨時交付金の充当に伴う〕
	社会教育費	文化財保護費	草津宿街道交流館運営費 草津宿街道交流館運営費	12,723	△304	— 使 諸	△8 △185 △111	執行残
図書館	社会教育費	図書館費	管理運営費 図書館施設管理費	79,419	△ 1,294	—	△1,294	執行残
	社会教育費	図書館費	管理運営費 図書館運営費	76,812	△ 8,500	—	△8,500	執行残
学校教育課	教育総務費	教育指導費	教育研究活動推進費 教育研究推進費	2,000	△ 500	県	△500	執行残
	教育総務費	教育指導費	生徒指導推進費 学校支援対策推進費	1,237	0	県 —	△39 39	財源更正〔自治振興交付金総額の縮小に伴う〕

平成25年度草津市補正予算

(一般会計)

(単位:千円)

学校教育課	教育総務費	教育指導費	体験学習推進費 体験実践活動推進費	3,405	△ 696	県 —	△872 176	執行残および財源更正〔自治振興交付金総額の縮小に伴う〕
	教育総務費	教育指導費	管理運営指導費 特別支援教育推進費	20,220	0	—	0	【繰越明許費】 新堂中学校通級指導教室開設に伴う改修工事 限度額 4,600
	教育総務費	教育指導費	学力向上推進費 学力向上重点事業推進費	30,552	△ 2,742	国 —	△676 △2,066	執行残
	教育総務費	教育指導費	学力向上推進費 学校すこやかサポート支援員配置費	56,789	△ 1,230	県 —	△580 △650	執行残
	教育総務費	教育指導費	学力向上推進費 学校ICT推進費	13,072	△ 808	県	△808	執行残
	教育総務費	教育指導費	学事管理運営費 児童通学支援費	2,523	△ 300	—	△300	執行残

平成25年度草津市補正予算

(一般会計)

(単位:千円)

学校教育課	教育総務費	同和教育指導費	同和教育振興費 修学援助資金給付費	2,240	△ 1,160	—	△1,160	執行残
	教育総務費	同和教育指導費	同和教育指導推進費 同和教育指導推進事務費	36,099	△ 2,000	国 債 —	△3,581 △6,500 8,081	執行残
	小学校	教育振興費	小学校就学援助費 児童就学援助費	34,335	0	国 県 —	△28 △1 29	財源更正〔対象者見込数減に伴う〕
	小学校	教育振興費	小学校就学援助費 小学校特別支援教育就学 奨励費	4,816	0	国 —	△608 608	財源更正〔対象者見込数減に伴う〕
	中学校	教育振興費	中学校就学援助費 生徒就学援助費	16,058	0	国 県 —	△67 △45 112	財源更正〔対象者見込数減に伴う〕
	中学校	教育振興費	中学校就学援助費 中学校特別支援教育就学 奨励費	1,600	△ 500	国 —	△208 △292	執行残

議第12号

平成25年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月20日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

平成25年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長  
に申し出るにつき議決を求めることについて

平成25年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出る  
につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29  
条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

平成25年度学校給食センター  
特別会計補正予算

概 要 書

平成26年2月20日開催 教育委員会資料

平成26年2月補正予算(案)

(学校給食センター特別会計)

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
学校給食センター	保健体育費	学校給食センター 運営費	管理運営費	560,421	△10,000	— △10,000	執行残



議第13号

草津市指定有形文化財の指定について草津市文化財保護審議会に諮問するにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月20日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市指定有形文化財の指定について草津市文化財保護審議会に諮問するにつき議決を求めることについて

草津市指定有形文化財の指定について、草津市文化財保護条例（昭和53年草津市条例第8号）第4条第3項の規定に基づき、次のとおり草津市文化財保護審議会に諮問するにつき議決を求める。

記

有形文化財（考古資料）の概要

名 称	員数	保管者	保 管 者 の 住 所	保管地
じょうぜんじほんどうしゅみだん 常善寺本堂須弥壇	1基	じょうぜんじ 常善寺	草津市草津三丁目9-7	同左
なかざわ いせき しゅつど さいし 中沢 遺跡 出土 祭祀 かんれんいぶついかつ 関連遺物一括	44点	草津市に 移管の予 定	草津市草津三丁目13-30	同左

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 地
じょうぜんじほんどうしゅみだん 常善寺本堂須弥壇	1基	じょうぜんじ 常善寺	草津市草津三丁目9-7	同左

法 量 幅 238.1cm 奥行 227.5cm 床高 46.5cm

品質形状 高欄付須弥壇

時 代 鎌倉時代

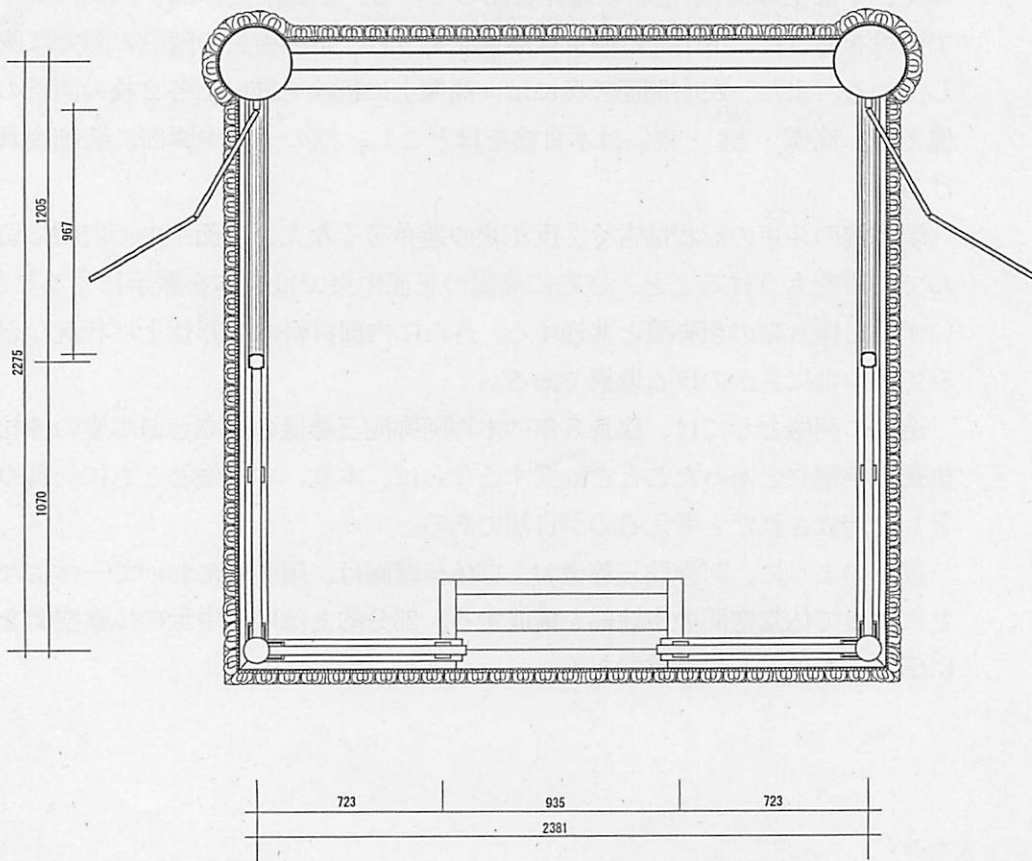
説 明 常善寺は、草津市の旧東海道沿いにある古刹で、寺伝によると良弁創建と伝える。本堂は建長5年(1253)に中原範基が願主となって再興され、文明12年(1480)足利義尚<sup>よしひさ</sup>によって修理され、正保4年(1647)に再興される。さらに安永年中(1772～81)にも再建されたと伝える。昭和43年には現在の鉄筋コンクリート造に建て替わっている。

本堂に納められている須弥壇は、壇上に重要文化財の阿弥陀三尊を安置し、背後に来迎柱および滋賀県指定の南北朝時代の二十五菩薩来迎図を描く仏後壁をそなえ、下部全体にかえりばな<sup>かえりばな</sup>の蓮弁を回している。正面中央には、内側に切り込んで階段をもうけ、壇上では擬宝珠高欄<sup>ぎぼしこうらん</sup>をもうけ、正面中央の階段の際では蕨手<sup>わらびて</sup>としている。また、左右側面の奥には、高欄上に板絵を描いた各2枚の両折の扉を備える。高欄・<sup>かまち</sup>框・束には木目塗をほどこし、框の角と中間部に装飾金具をつける。

須弥壇の斗束<sup>とづか</sup>の形状は古く、反花状の蓮弁をそなえ、正面中央で内側に切り込んで階段をもうけること、さらに高欄の正面中央では架木<sup>ぼこぎ</sup>を蕨手にすることは、いずれも鎌倉期の須弥壇と共通する。さらに内部材料の手斧仕上げ状況などからみて、中世にさかのぼる遺構である。

造立の契機としては、建長5年の本尊阿弥陀三尊像の造立と旧本堂の棟札にも建長5年建立とあったことを勘案するならば、本堂、本尊像とともに一具のものとして造立されたと考えるのが自然である。

以上のように、阿弥陀三尊像および仏後壁画は、須弥壇において一体になることによって仏堂空間の中核部を構成する。部分的とはいえ中世の仏堂空間を今日に伝えるものとして貴重である。



常善寺須弥壇 平面图

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 地
なかざわいせきしゅつどさいしかんれんいぶついかつ 中沢遺跡出土祭祀関連遺物一括	44 点	草津市に移 管の予定	草津市草津三丁目 13-30	同 左

法 量 別添一覧のとおり

品質形状 石製品、ガラス製品、金属製品、木製品、土器

時 代 古墳時代前期～中期

説 明 中沢遺跡は、草津市西渋川から栗東市中沢にかけて所在する縄文時代から中世に至る遺跡である。本件は、平成 24 年度に宅地造成工事に伴い実施した発掘調査により、古墳時代前期から中期(4～5 世紀)の河道から出土した遺物で、<sup>くわがたいし こもち</sup>鍬形石、<sup>まがたま</sup>子持<sup>ゆうこうえんぱん</sup>勾玉、<sup>けんがた</sup>有孔円板、<sup>くだたま</sup>剣形石製品、<sup>うすだま</sup>管玉、白玉、ガラス小玉、二重口縁壺、小型壺、<sup>そもんきょう こしかけ</sup>小型素文鏡、<sup>たかつき</sup>腰掛、木製高杯、円板形木製品、剣形木製品、刀形木製品、舟形木製品の計 44 点からなる。

遺物の大半を占めるのは石製品であり、そのうち<sup>りよくしよくぎょうかいがん</sup>鍬形石は緑色凝灰岩製で、表面に<sup>しほ</sup>縞状の<sup>ようり</sup>葉理が認められる特徴から、北陸産出の石材を使用している可能性が考えられる。鍬形石は本来、古墳の副葬品であり、集落遺跡から出土することがきわめて珍しく、県内では初例、全国でも 2 例目(生産遺跡を除く)となる。

次に子持<sup>かっせき</sup>勾玉は滑石製で、弧状に湾曲した親勾玉の背部と脇部と腹部に子勾玉が付けられている。通常、上部には紐を通すための円形の孔が開けられているが、当例は開いていない。出土例としては本市で 3 例目、県内で 16 例目となる。他に有孔円板、剣形石製品、管玉、白玉、ガラス小玉が認められ、有孔円板と白玉は小型壺に納められた状態で出土したものもある。さらに古墳への副葬例が多い二重口縁壺、青銅製の小型素文鏡も認められた。

また、木製品の出土も多く、その中で腰掛は、裾が大きく広がる台形状の脚と台部とが一木で削り出されている。この形態は出土例が少なく、古墳に副葬される石製品や埴輪の椅子に似ており、祭祀に用いられたことがうかがえる。また、剣形木製品は全長 98cm を測る大型品で、柄頭には鶏冠状に 7 つの突起がある。刀身には 5 箇所小貫通孔があり、装飾品を取り付けたと考えられる。他に裾部径 54 cm を測る大型の木製高杯、径 63.8 cm を測る大型の円板形木製品、写実的な作りの舟形・刀形木製品が出土している。

これらの遺物には、本来古墳に副葬されるものが含まれ、他の多くの祭祀遺物とともに、中沢遺跡における古墳時代祭祀の特異性を考えるうえで貴重な資料である。

中沢遺跡出土祭祀関連遺物一括 (古墳時代前期～中期)

番号	品名	種別	材質	点数	法量	備考
1	鍬形石	石製品	緑色凝灰岩	1	残存長8.9cm、全幅8.7cm、最大厚1.9cm、重量159g	
2	子持勾玉	石製品	滑石	1	全長7.1cm、全幅2.5cm、最大厚1.8cm、重量45g	
3	有孔円板	石製品	滑石	22	直径1.5～3.0cm、最大厚0.2～0.3cm、重量1～5g	
4	剣形石製品	石製品	滑石	6	全長3.5～5.4cm、全幅1.2～2.1cm、最大厚0.2～0.4cm、重量2～9g	
5	管玉	石製品	緑色凝灰岩	2	直径0.6～0.65cm、全長3.0～3.1cm、重量2～3g	
6	白玉	石製品	滑石	2	直径0.55cm、最大厚0.3cm、重量1g未満	
7	ガラス小玉	ガラス製品	ガラス	1	直径0.3cm、最大厚0.35cm、重量1g未満	
8	小型素文鏡	金属製品	青銅	1	直径2.4cm、最大厚0.32cm、重量2g	
9	二重口縁壺	土器		1	口径14.2cm、体部径16.0cm、器高18.0cm	底部穿孔
10	小型壺	土器		1	復元口径5.5cm、体部径7.9cm、器高6.6cm	内部に滑石製品
11	腰掛	木製品	ケヤキ	1	全長48.0cm、全幅23.5cm、全高19.5cm	
12	木製高杯	木製品	ヒノキ	1	裾端部径54cm、残存高6.6cm	
13	円板形木製品	木製品	マツ	1	径63.8cm、最大厚3.0cm	
14	剣形木製品	木製品	ヒノキ	1	全長98.3cm、全幅4.5cm、最大厚1.2cm	
15	刀形木製品	木製品	不明	1	残存長21.8cm、全幅1.7cm、最大厚0.5cm	
16	舟形木製品	木製品	ヒノキ	1	残存長8.95cm、全幅3.4cm、最大厚1.2cm	
計				44		



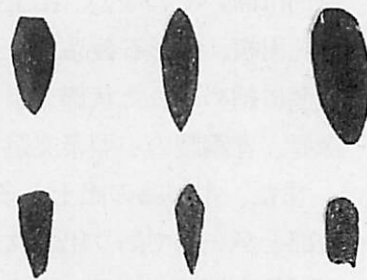
1. 鍬形石



2. 子持勾玉



3. 有孔円板



4. 剣形石製品



5. 管玉



6. 白玉



7. ガラス小玉



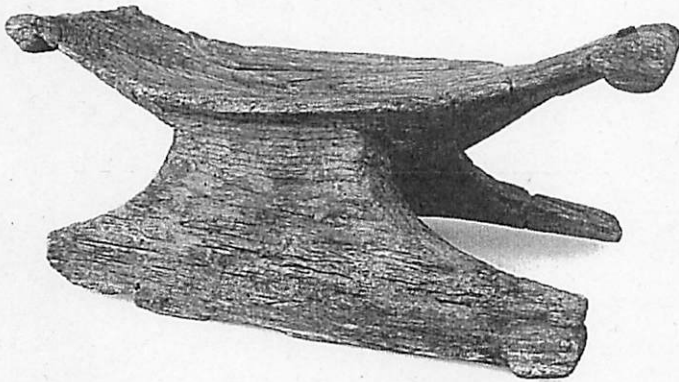
8. 小型素文鏡



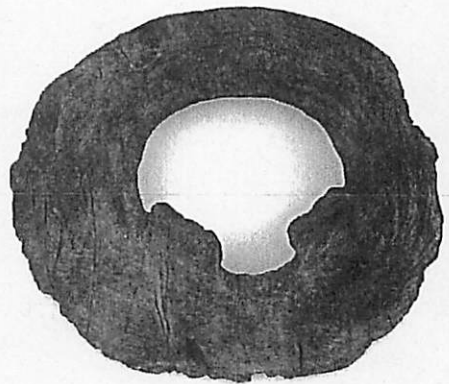
9. 二重口縁壺



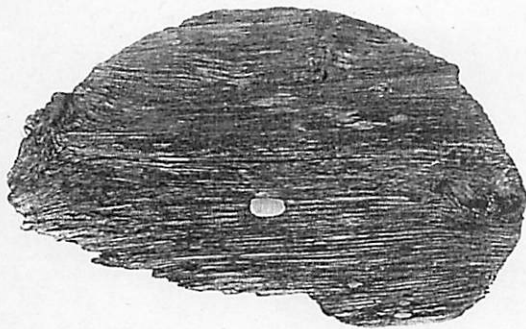
10. 小型壺と埋納されていた滑石製品



11. 腰掛



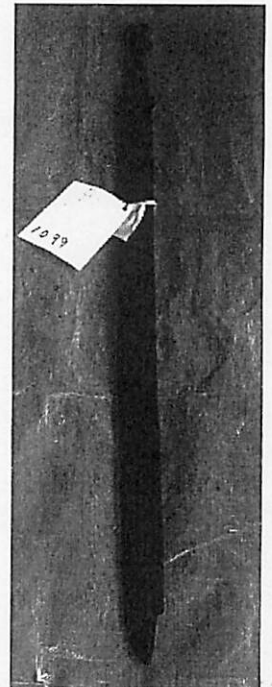
12. 木製高杯



13. 円板形木製品



15. 刀形木製品



14. 剣形木製品



16. 舟形木製品

平成26年2月20日

## 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会



報告事項

- (1) インフルエンザの流行による幼・小・中学校（園）の臨時休業の状況について
- (2) 寄付受入れ報告について

インフルエンザの流行による幼・小・中学校(園)の臨時休業の状況

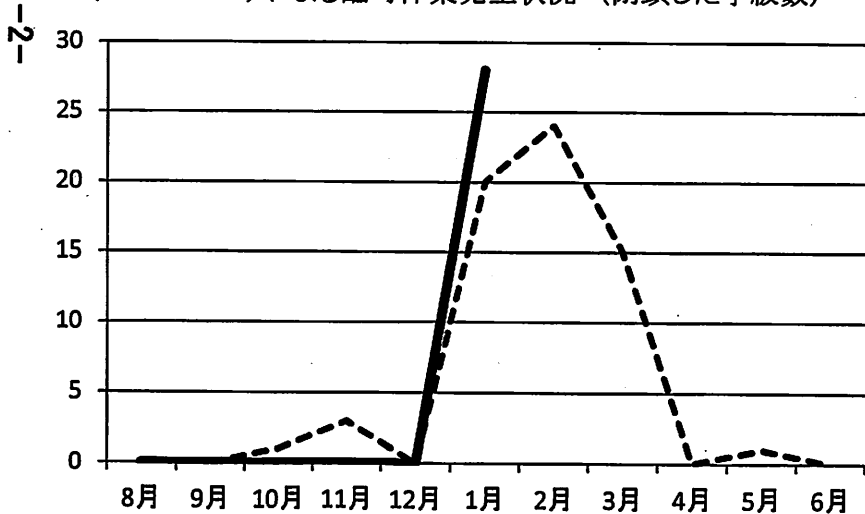
平成26年2月10日現在

病名	年度 月	平成24年度												平成25年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
閉鎖された学級数		1	0	0	0	0	0	1	3	0	20	24	15	0	1	0	0	0	0	0	0	0	28	23	0
幼稚園	学級	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	
小学校	学級	1	0	0	0	0	0	1	1	0	18	14	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	26	14	
中学校	学級	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	

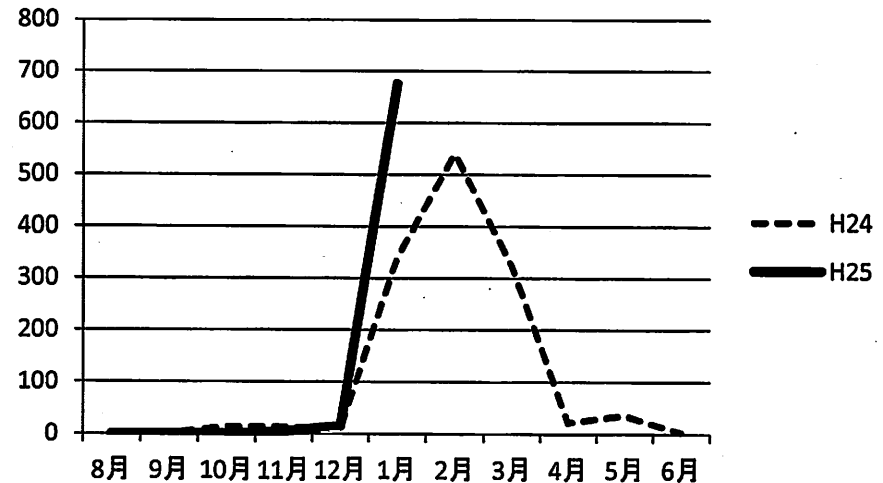
\*インフルエンザ様疾患による出席停止報告数

病名	年度 月	平成24年度												平成25年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
インフルエンザ罹患者数		93	8	0	0	2	1	14	14	10	339	540	323	22	36	3	0	0	0	0	5	15	675	0	0
幼稚園	人	3	2	0	0	0	0	1	1	1	26	33	55	2	1	0	0	0	0	0	0	0	39		
小学校	人	75	4	0	0	1	1	13	10	8	251	346	239	12	24	2	0	0	0	0	5	13	480		
中学校	人	15	2	0	0	1	0	0	3	1	62	161	29	8	11	1	0	0	0	0	0	2	156		

インフルエンザによる臨時休業発生状況 (閉鎖した学級数)



インフルエンザ罹患者数(出席停止人数)



※臨時休業の判断基準は20%の欠席を一応の目安に、流行状況や児童生徒の健康状態等を考慮しながら、学校医の指導助言を仰ぎ判断します。  
 平年は1月、2月がピークで、1月末から2月の初めにかけて多く発生する傾向があります。

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
空気清浄機	6	78,750	472,500	特定非営利活動法人 草津の安全・福祉・災害救援 活動を推進する市内業者会	平成26年 2月5日	市内公立 中学校(6校)
小計			472,500			
児童図書	332		433,018	草津市下笠町1163番地	平成25年	笠縫小学校
台形型本棚	4	30,000	120,000	山元 滋樹	11月1日	
片面面展棚	8	7,000	56,000			
三段面展棚	1	44,000	44,000			
小計			653,018			
ピオトープ式	1	630,000	630,000	草津市平井三丁目8番1号 笠縫東小学校PTA  大津市浜町1番38号 ㈱滋賀銀行	平成26年 2月6日	笠縫東小学校
小計			630,000			
合計			1,755,518			